

1. 議事日程第2号

(平成23年第6回大口町議会定例会)

平成23年9月6日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 議案の委員会付託

日程第3(追加日程) 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	近 藤 孝 文	生涯教育部参事 兼 生涯学習課長	松 浦 文 雄
会 計 管 理 者	吉 田 治 則	町民安全課長	前 田 正 徳
地域振興課長	平 岡 寿 弘	戸籍保険課長	掛 布 賢 治

福祉こども課長	天 野 浩	保 育 長	中 野 幸 子
健康生きがい課長	宇 野 直 樹	建設農政課長	鵜 飼 嗣 孝
都市整備課長	渡 邊 俊 次	行 政 課 長	江 口 利 光
税 務 課 長	馬 場 輝 彦	政策推進課長	社 本 寛
学校教育課長	竹 本 均	図 書 館 長	熊 崎 哲 也

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	吉 田 雅 仁
--------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（倉知敏美君） まず日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは最初に、議案第43号 大口町税条例等の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） まず、不申告に対する過料が3万円から10万円と大きな改正案ですけれども、それとあと上場株式会社に対する譲渡所得及び配当所得、これの20%から10%への軽減というのが盛り込まれているという御説明だったわけですが、例えば不申告に対する過料というのを町として取ったことはあるのでしょうか。過料というのは、要するに行政官庁が独自の考えというか、その条例に基づいて取るものが過料だと思うんですね。罰金とはまた違う性格だということは私も認識をしているわけですが、そういった過料を徴収したことがまずあるのかどうなのか。

それからもう一つは、不申告に対する過料ということですが、不申告というのは一体何ぞやということが問われるというふうに私は思うんですが、例えば住民税の場合においては、一円でも収入があれば、これは申告しなくちゃあ本当はいけないんじゃないんですか。違いますか。申告する義務があるはずですよ。しかし、税金がかからんと申告せんでもいいというふうに言われることが多々あるわけですが、そういった中で申告しなかったということで、不申告だというふうに言われるのも私はしゃくだなというふうに思うわけがあります。ですからそういう意味では、不申告に対する過料そのもののあり方というのは、一体どういうものなのかということをよくよく伺っておかなければならないというふうに思うんです。

現場のその対応と現実のこういう条例と、マッチしないんじゃないかという問題が常にあるんです。そういう中で過料を3万円から10万円に引き上げというのは、私はまずその以前の段階からしておかしいというふうに思うし、その議論がされないのに過料だけ引き上げるというのは、私はおかしいというふうに言わざるを得ない。

それからもう一つ、上場株式の配当所得ですけれども、この案を提出するのは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応してというふうで書いてあるわけですが、上場企業の配当所得や譲渡所得の税率を引き下げることによって経済状況が本当によくなるのかと。雇用情勢が本当によくなるのか。とても私はそんなふうには思えないわけでありまして。むしろこの上場株式の配当所得や譲渡所得のあるような人というのは、一定の収入だとか財産だとか、そういうものがある人がそういったところに投資するわけであって、多くの庶民はこういうところになかなか手が出せないようなものだと思うんです。せいぜい銀行で0.00、零が幾つつくかわからんような利息で、お金を預けるのが関の山だというふうに私は思うんです。だけど、こういう上場株式に投資できるような人というのは、一定の所得もあり、収入もあり、資産もある人だというふうに私は思うわけですが、そういった方になぜ今この配当所得、譲渡所得の税率を10%に引き下げる必要があるのか。これは私はとんとぴんとこないわけです。ですから、その点についても、ぜひ御説明がいただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 吉田議員から議案の43号、税条例の一部改正について御質問をいただきました。2点いただきました。

まず1点目ですけれども、過料についてであります。3万円から10万円に上げるということで、まずその前に、大口町自体で現在までに実際にその過料があったのかどうかという件でございますけれども、今までの範疇では、私の知る限りでは過料を科したことはないというふうに存じ上げております。

それから過料の意味ですけれども、秩序罰としての行政処分ということで、あくまでも行政処分であるということでありまして。

それから不申告とは何かという御質問でありますけれども、例えばですけれども、今回御提出を申し上げました改正案の1ページの中段のところ、たばこ税に係る不申告に関する過料というのがございます。これを読みますと、当然その該当する申告をいついつまでにしなかった場合は10万円以下ということでありまして、税金が出て申告をするという義務がある場合については、不申告だということになりますので、全員の方がなるというものではないというふうに承知しております。

続いて、株式等の軽減についての御質問であります。本当にこのことをすることによって、

経済情勢や現在の雇用情勢がよくなるのかという御質問であります。いろんなことが絡み合っておりますので、これだけでということではないというふうには思いますが、これも一部、これをするによって、大口町にも交付金ということで財源として入ってまいっております。その財源を活用して大口町がそういう施策をすれば、当然そういうふうには回転をしていくんじゃないかというふうには思いますので、効果としては、あるというふうには考えております。

なお、この条文につきましては、今まで2年間やってきたものを、さらに2年間継続するという改正であります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) そうすると、大口町には譲渡所得並びに配当所得のある人というのは一体どのくらいの人数の人がいて、この該当する人たちへの減税金額というのは一体いかほどになるんですか、わかればぜひ教えていただきたいと思います。全体の納税義務者が大体1万人くらいですよ。平成22年度の決算等々の書類を見ると、大体1万1,000人程度。平成22年度は給与所得者も、それから営業所得者も、その他の所得者も、それから農業の所得者に至っては3分の1に激減するというすごい数字が出ていまして驚いたわけですがけれども、それはさておき、1万人くらいの要するに所得のある人があるということですので、そういう人たちの中に、多分この譲渡所得並びに配当所得のある人というのがあるわけですがけれども、一体どれくらいの人かこれに該当するのか、ぜひお教えをいただきたいと思います。

それから、さっきたばこ税の例で挙げられたわけですがけれども、たばこ税は、たばこを販売するもとなる業者が、売り上げに応じてまとめて納められるわけですね。要するに、たばこ税を支払う人は消費税と一緒に実際には消費者が払って、それをまとめて販売業者が納めるとい仕組みに私はなっているんじゃないかなというふうには思うわけですがけれども、しかし、見直しの中には、納税管理人に係る不申告と。納税管理人に関する不申告というのと、どういのが上げられるのかというのと、例えば固定資産税ですね。お亡くなりになった人の税金をじゃあ一体だれが納めるのかという場合ですね。まだ相続等の手続が済んでいない、そういう時点の場合、だれかが代表になって、納税管理人を務めなければならないということが地方税法の中にたしかうたわれておると思うんですけれども、これは国税でも多分一緒だと思うんですが、この納税管理人に係る不申告、これも3万円から10万円以下の過料ということがここにうたっております。

それからあと、町民税に係る不申告、これは町民税に係る不申告ですので、町民税の要するに申告がやっていない、そういう人に対しては、不申告に当たるということになりかねない問題なんじゃないかなというふうには思うんですよ。あなたは年金だけの収入だから申告せんで

もいいよといって今まで言われて申告しなかったら、こういう人は不申告になるんですか。私はちょっとわからんですわ、これ。申告せないかんでしょう、本当は。そのことが実は介護保険料などにも影響していくんですよね。住民税はかからなくても、介護保険料の場合は、年金収入が80万円かどうかで介護保険料が違ってきますから、申告してもらわないと高い方の介護保険料になっちゃうんですよね。申告することによって、安い介護保険料になる場合があるんですよ。だから本当は申告しなくちゃいけないんです、介護保険料を確定するためにも。だから、本当は町民税だけじゃない、本当は申告しなくちゃいけない、私はそういうふうに思っているわけですけども、現場では現実にはそうっていない。しかし、申告しなければ不申告だと言われればそれまでですよね。そんなら10万円払うのかということになってしまいますよ、これ。

それから退職所得の申告書の不提出、どういう場合が退職所得の申告書の不提出になるのか私はよくわかりませんが、普通は事業主が本人にかわって源泉徴収がある場合については、源泉徴収していくというのが普通なんじゃないかなというふうに私は思っておるわけですが、こういうケースが私はあるのかなのかちょっとわからないもんでいかんですけども、いろんなケース、固定資産税は建物を建てて未登記のまま建てましたという申告をしなければ、不申告というケースに多分なるんだろうというふうに思うわけですが、しかし、やらなくてもいいよと言われるような、例えば確定申告の時期になって、そうやって言われるケースというのはいまだに後を絶たない。そういう中で、この不申告に対する過料だけを上げるといようなことは、あってはならないというふうに私は思います。ですから、町の方はこの不申告ということに対して、どのように考えてみえるのか。きちんと私は申告は受け付けるべきだと思うんですよ。申告に来ておるのに、あんたは申告せんでもいいよなんていって帰すようなことがあってはならないというふうに思います。その2点、お伺いしておきます。

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 税条例の一部改正について再質問をいただきました。

まず1点目ですけども、人数は、現在の金額はということですけども、人数につきましては、本年の3月31日現在で納税義務者というのは1万1,132人ということであります。それから、実際に減税した金額はと言われると、それについてはわかりませんというふうにお答えを申さざるを得ないと思います。ただし、先ほど若干説明をしました、交付金でバックしてきております。これは款の4ということで配当割交付金、款の5で株式譲渡所得割交付金ということで、所得として10%納められたものが愛知県に来て、愛知県が県の県民税割というようなことで割り算をして各市町村に入ってくるというのが、大口町にも配当割交付金、そして株式譲渡所得割交付金ということで入ってきております。

それから不申告の話であります。今までも、3万円の時代でも不申告で過料を取ったということはないという話を聞いていただきますとわかるかなと思うんですけども、窓口で今のあなたは不申告だからということで、不申告をとということはないというふうに考えます。ですので、あくまでも過料を科す以上は、意図的に悪意を持って申告をしないということに限って、不申告だというふうに考えておりますので、御理解が願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 意図的に、要するに脱税する意図があって申告しない場合については、不申告だと。そういう場合には過料を科す場合があるということなんですね。

あとその後段の、上場株式の配当所得や譲渡所得がある人というのは、一体どのくらいあるんですか、大口町で。それもちょっと教えてほしいんですけど、わかりませんか。

議長(倉知敏美君) 税務課長。

税務課長(馬場輝彦君) 今すぐちょっとわかりませんので、もしわかれば後ほどお答えさせていただきます。

議長(倉知敏美君) ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) それでは、これをもって議案第43号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第44号 大口町都市計画税条例の一部改正についての質疑に入ります。ありませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) それでは、質疑なしと認めます。

これをもって議案第44号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定についての質疑に入ります。

ありませんですか。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 事前に私は、中学校の平面図、見取り図を提出してほしいと頼んでおいたもんですから、それをいただいたもんですからちょっとわかるんですけど、まずだれが管理していくのかということなんですけども、この平面図を見ていくと、調理室だとか、それから音楽室でしたか、ちょっと字が細かくて、美術室だとか、教室ではない部分のところを限定した形で貸し出しをするということは平面図を見てわかったわけですけども、例えばどうい

うふうに管理はしていかれるんでしょうか。一般教室がその貸し出しをする西側の方にずうっとあるわけですが、そういったところとの区分けといいますか、そういうことというのは、どういうふうにやられるんでしょうか。

あと、例えばこれを借りる場合ですが、土・日を貸し出すということなんですけれども、だれのところへ借りに行くんですかね。これは教育委員会へ借りに行くんですか。どういうふうなんでしょうか。それで、ここを管理するために、土・日はこの場所にだれがいるということなんでしょうか。それもちょっと不明ですので、お教をいただきたいというふうに思います。

それからあと、従来から小学校等々でも行われていますけれども、体育館や運動場は学校開放を既にされているというふうに私は理解をしているわけですが、この大口町立学校施設開放に関する条例というのと従来行われている体育館や運動場の学校開放と一体何が違うのか、ちっともこれはわかりませんので、ぜひお教をいただきたいです。これは制定と書いてあるもので、これは新たにつくったんですね。従来の学校開放と明らかに違うということだと思えますけれども、一体何が違うのか私には全然わからないんですわ。ぜひそれわかるように、もし資料が足らんのなら、ちょっと資料が足らなくてつけてもらった方がいいのかもしれないんですけども、ちょっとそこら辺の御説明をいただきたいなというふうに思います。

それからあと、第5条のところに、教育委員会は、各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可してはならないと。公益を害するおそれがあると認められるとき、当たり前ですわね。管理または運営上支障があるとき、これは当たり前だね。

それで、営利を目的とすると認められるときというのが一つあるわけですが、この営利というのは一体何なのかということなんです。本当に20年、30年前までは営利目的というのは、すごく拡大解釈されている時代が過去にはあったと思うんですね。例えば入場料を取るだとかいうと、これはもう営利目的だからいかんとかいって、よくそうやって、私も若いころ演劇を呼んだりして、学校の体育館なんかを借りてそういう演劇、催し物をやろうということで、若いうちそんなこともやっていましたけれども、会場を借りるのがまず大変なんですよ。営利目的に当たるかどうかということが一つ出てくるものですから非常に私もそこで苦労したわけですが、その営利目的というのは、一体何ぞやということなんです。

それで、ここで書いてある「営利を目的とする」というのは一体どういうことなのか、私は理解できないんです。もし利用料だとか、今の参加料だとか、それから講師の例えばお礼だとか、はたまたそこで何かプロのそういう集団を呼んでやる場合、そこで公演等々活動して、そこがお金をもうけるという言い方はおかしいのかもしれない、入場料を取る、もしそういう催しをやるということになると、これはまた営利目的になるというんだったら、これは利用がで

きないということになるのか。そこら辺の線引きというのが、非常に実は難しい問題なんじゃないかなというふうに思うんですね。だからあえて言うわけですが、私は、第7条に使用料の問題があるわけですが、これは使用料を納めなければならないというふうにあるんですね。もしそのこと無料で貸し出ししたらどうかなというふうに思うんですね。もしそういった問題に遭遇するようなことになるということも、私は全くないとは限らないというふうに思うんです。ですから、いっそのこと使用料を無料にすべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。そこら辺のお考えもあわせてお伺いしておきます。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 吉田正議員さんの質問に、順番にお答えいたします。

まず第1点目に、管理はどこかというあれですけど、管理は、大口町の教育委員会において管理をいたします。第2条に載せさせていただきました。

2番目に、借りる場合、土・日に借りる場合にどこの担当課に行けばいいかという御質問でしたが、申請書の提出やら許可証は、当分の間は生涯学習課で実施するところでございます。生涯学習課の窓口に来ていただければ結構です。

それと、施設の管理ですけど、この大口中学校は、建設当時より明日の学校づくりの中で開かれた学校づくりを進めてまいって、その間に生涯学習のまちづくり実行委員会ができ、生涯学習実行委員会の事業の中に、町民に開かれた施設を開放するという事業があります。よって、その生涯学習のまちづくり実行委員会の事務職員によって管理をしていただきます。

それと、今回の条例の件ですけど、従来から運動場、体育館はございました。どうして今回分けてつくられたかという質問でございます。当初この条例をつくる時に、この中に含めてつくことは大分研究はさせていただきました。ですが、現在あるスポーツ開放の条例等の趣旨と大きく変わってくるということから、特別教室の内容がこれに該当せず、一緒に修正案で作成を考えておりましたけど、なかなかうまくできないということより、特別教室を広く皆さんに知っていただくということから、新たに学校施設の制定の方を考えて、今回制定をさせていただきます。

それと、第5条の営利を目的と認められるときということで、これは現在ある学校開放条例の中と同じ語句を引用したものであります。今までも入場料に関しては、非常に微妙な点があって、非常に担当者泣かせな言葉であり、「営利を目的」というのは、ずうっと今もいろいろ研究し、課の中でも判断に困っているのが、はっきり言えるのは、今までどおりやってきた、入場料を徴収している、していないということで判定をしているところであります。それ以外

についてはケース・バイ・ケースでお話ししているところで、現在までに至ってはそのような紛らわしい申請者はなかったと言えます。

それと、第7条で、登録者については、使用許可を出して使用料納入ということですが、使用料についても、この学校開放をする際に視察等もさせていただいて、いろんなところの情報も収集しましたが、使用料の考え方については、いろいろ市町村の考え方があって、当初は無料の考え方も多少ございました。だが、施設を使ってやっぱり使用料なしというのは、到底今の時代にそぐわないということで、料金体制として現存にある料金と対比をして、500円で有料で納めていただくように計画いたしました。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) まず、申請する場所は、生涯学習課で申請するというお話だったわけですが、今、大口町の施設を借りようと思うと、一体どこへ行って借りたらいいのかというところ、たしか総合グラウンドの管理棟が1カ所と、それから健康文化センターの管理する部門のところ、ちょうど保健センターの入り口のところにありますけれども、ここで1カ所、今度この中学校の施設を借りようと思うと、今度は生涯学習課へ行って借りなければならないということで、3カ所に分かれているわけですが、私もいろんな会場を借りている催し物をするわけですが、非常に現状は不都合な面の方が多いなということを感じます。以前のように、プールの上のあそこのところへ行って、2階へ上がって、そこで全部見れるという方が、私はよっぽど住民にとっては親切だというふうに思っています。それがあちこちに分散してしまって、一体貸したくないのかなというふうに思うぐらい、ここの施設がだめだったら今度は向こうへ行かないかん、そういう状態なんです、借りようと思うと。それが実情なんです。そのことを上の人たちはわかってみえるのかわかってみえんのか私はわかりませんが、御自分で借りるようなことがないのか、部下に命じれば借りれるもんだから知らんのか、私はそこら辺はよくわかりませんが、現状はそういうふうです。住民の皆さん方が借りようと思うと、自分の足で、足を運んでそこへ行って借りてこなくちゃいけないんですよ。それが3カ所にもわたる。これは本当に大変なことだなというふうに思います。それは今度どうしていかれるつもりなのか、ぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

生涯学習の実行委員会というのできたというお話だったわけですが、図書館とかそういうのをボランティアというか、そういうので管理いただけるような団体のことを指してみえるのか、どういうふうなのか私はちょっとよくわからんですけれども、そこら辺のところの御説明もいただくとありがたいなというふうに思います。

それからあと、私は、学校施設開放に関する条例というふうに条例の名前もうたってありま

すので、従来からのやっぱり体育館だとか屋内運動場、こうしたものについても皆さん方は普通に学校開放と呼んでいますよね、現実の話として。スポーツ開放とかと呼んでいないんですよ。学校開放と呼んでいると思うんです。私もスポーツ少年団で球拾いに行って、雨が降ったりすると体育館も使わせていただいたりすることもあるわけですがけれども、そうすると、そういう申請なんかはお母さん方がやってきてくださるわけですがけれども、普通は学校開放と呼んでいるんですよ、普通に。ですから、やっぱり条例の性格が云々という話なのかもしれないですがけれども、しかし、住民からわかりやすい、そういうものの名前にした方がよりいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが、だからそういう意味では、今あるスポーツ開放という方を例えば学校開放の方に組み込むとか、そういったことも必要んじゃないかなというふうに思います。

それから使用料については、これは使用料を減免することができるという条例も第8条であるわけですがけれども、例えば子ども会でありますとか、大口町の例えば子育て支援を行うようなNPO的な団体でありますとか、それから、私、スポーツ少年団で首を突っ込んでおるもんで言うわけじゃないんですが、例えばそういった団体でありますとか、少なくとも教育や子育てにかかわるような団体が使用される場合については、ぜひ使用料については、無料にさせていただけるとありがたいなというふうに思うんですね。そうしないと、さっきの話じゃないんだけど、入場料だとかそういうことが発生してくると、またこれは営利じゃないかだとかいう話になっていきかねないし、それから、そういった団体というのは、絶えずいろんなところでいろんな催しをやりたいというふうに考えてみえる、そういう団体も多いわけですので、そういう団体の皆さん方が使いやすいようにするには、やっぱりそういった子育て等々を行っているような団体については、利用料は免除するというような、そういった思い切った施策等々もぜひとっていただきたいなというふうに私は思うんです。

私のところにもそういった子育ての団体の皆さん方からも、そういう声は来ているわけですがけれども、例えば小牧市なんかでは、例えば子ども会だとか、そういう団体については、あらかじめ市の施設を使う登録をしておくんだそうですね。そうすると無料で使えるような登録証というようなものがもらえるようなんですね。これは一宮なんかでも同じようなことを昔やっておったわけですがけれども、そういったことなどもぜひ今後、これは、「この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で別に定める」というふうで第12条に書かれているわけですので、規則の中でそういったものをぜひ盛り込んでいただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） お答えいたします。

申し込みの場所は、生涯学習課と先ほど答弁させていただきました。これにつきましては、まだ初めての事業ですもんで、当分時期を見がてら、一度検討させてください。

それと事務職員ですけど、事務職員はボランティアの方ではなく、生涯学習のまちづくり実行委員会の事務職員の、現在2名おりますけど、その2名の方が土・日勤務でありますので、その勤務時間内に管理をしていただくということです。

あと名称の関係ですけど、いろいろ検討した結果、「制定」というわけになって、町民の方には大分わかりづらいと思うんですが、しおり等をホームページで、広報にも載せさせていただいて、よりわかりやすいもので周知したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと使用料の件で、有料で1時間が500円ということで、条例の方を提出しております。議員が言われるように、最後の条例の第12条において、必要な事項は教育委員会規則で定めるということで、教育委員会規則の中に使用料の減免割合を載せてあります。そのほかに、やむを得ない理由のため教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が認めた額を減額するというのを載せてありますので、よろしく願いいたします。

それと先ほどの質問の中で、配置図のどこが入り口で普通教室との区切りがどうなっているかという、これは吉田議員さんしかお持ちでないんですけど、一度入った方はわかりますんですけど、東の入り口がこの特別教室学校開放の入り口となっております。それで、東の入り口を入っていただいですぐに生涯学習のまちづくりの事務局があり、1階部分に美術室の1・2とか、2階にランチルーム、音楽室が3階です。それで、生涯学習と普通教室の間仕切りは、手動式のシャッターで仕切りができるようになっておりますので、金曜日授業終了後に学校さん側で手動のシャッターで区切って、普通教室には特別教室を使用される方は入れないように、区切りをさせていただくように打ち合わせが終わっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） それでは、これをもって議案第45号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽議員。

13番（丹羽 勉君） 16ページの一番下にあります保育園費、保育園整備事業についてお伺いいたします。西保育園、中保育園の工事の執行残が計上してございますが、当初予算には北

保育園未満児室避難通路設置工事というのが組まれておりましたが、この工事については現在どのようになっておりますか、お伺いします。

議長（倉知敏美君） 保育長。

保育長（中野幸子君） 避難訓練経路は完成しております。西保育園駐車場整備工事も、予定どおり終わっておりますし、中保育園冷暖房機設置工事も、予定より安く済んだので終わっております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽議員。

13番（丹羽 勉君） 北保育園避難通路については、工事は終わっておる、執行残も何もなかった、予算どおりできたというふうに理解をすればよろしいですか。

議長（倉知敏美君） 保育長。

保育長（中野幸子君） 予定どおり済んでおります。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 今、丹羽議員も入札執行の残の予算について、質問があったわけですが、私もそれに関連して、けさほど通告しておいたんですけれども、実はＴＰＰという言葉があるわけですが、環太平洋連携協定というものなんです、これは農協さんあたりが反対をしているということで、皆さん方も御承知のことだと思っております、実はこれは食料だけの問題ではないということもぜひ御認識いただきたいというふうに思っています。そのためちょっと質問するんですけれども、私も「赤旗」のちょっと記事を見て本当に驚いたわけですが、公共事業の入札、これにもＴＰＰというものは関連してくるわけです。

例えば公共事業で、地方自治体が発注した場合、これは円が幾らかという問題があるものですから絶対この金額だというわけにはいかんわけですけれども、おおよそなんですけれども、公共工事の場合は、現在、地方自治体の場合は23億円、これを超えるとWTO基準、世界貿易機関というのがあるんですけれども、この基準に実は当てはまってくるんですね。そうすると、要するによその国の建設会社が参入してきてもいいんですよ。これがＴＰＰ協定を結ぶとどうなるのかということなんです、私の調べている範疇では、7億6,500万円、これを超えるとＴＰＰ協定基準がこの金額ぐらいになるんだそうです。そうすると、例えば大口南小学校や北小学校、もちろん大口中学校の本体の建設工事もそうなんですけれども、これは全部ＴＰＰ協定の基準以上の工事金額になりますので、こういったところに外国企業が参入することができることに実はなってしまうんです。私はこれは本当に驚いたんですけれども、そういうことがわかりました。

それから、公共工事はそういうことなんですけれども、じゃあ公共サービスはどうかということなんです。実は地方自治体の公共サービスは、WTO基準、世界貿易機関の基準では2.3億円、これを超えると外国の企業を参入させなければならないですよという基準です。ところが、TPP協定基準によると750万円なんです。ということはどういうことかということ、例えば今大口町でも社会福祉協議会がヘルパーさんを派遣したりなんかしていますよね。どのくらい私は売り上げがあるか知らんですけれども、1,000万くらい利益があるという話もちろっと聞いたこともあるんですけれども、それで多分4,000万か5,000万くらいの事業なんですよけれども、そういうのにも、そんだけの例えば全体の事業費があるようなものに対しても、例えばTPP協定基準からすれば、外国の企業が参入する余地がここに出てきてしまうようなことも、私はあり得るんじゃないかなというふうに思うんです。きのうもちょっと江幡さんと話しておったんですけれども、大口町の電子計算機の開発委託料、1,000万以上の電子計算機の開発委託料なんていうのは幾らでもありますよね。3,000万、4,000万かかる場合もあるわけなんですけれども、こういうのについても、これは公共サービスだということになれば、これは一つ、TPP協定基準からすれば、参入することも私はあり得るんだということだと思えます。

よくTPPという、関税がなくなって物の値段が安く購入することができるというようなことが取りざたされているんですね。だから、関税がなくなるんだから、値段が安くいろんなものが買えるようになるからいいじゃないかという議論が実はあるんですよ。しかし、本当にそれだけかということ、そうじゃないんですね。外国のTPPに加盟する企業が日本に参入することができるようになるとういうことになるのかということ、安い人件費で、安い外国の資材でもって、日本で仕事ができるようになってくる。ということはどういうことかということ、日本にある中小企業の仕事は、そういう企業に淘汰されていくということになりかねない問題がここに潜んでいるんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに理解をしたわけなんですけれども、今、町としてはTPPについてどのような考えをお持ちなのか、私はぜひ伺っておきたいというふうに思うんです。

大口町にも商工会という中小企業の皆さん方の団体もあるわけなんですけれども、多分その中でもTPPに加入すべきかどうかというのは恐らく賛成・反対、例えば私はいろいろあると思うんですけれども、しかし、ひいていくと、価格が安いものが入ってくるだけじゃなくて、外国の企業がまともに日本に参入しやすくなるという一つの問題もここに潜んでいるということも私は指摘をしていくわけなんですけれども、またぜひそら辺のことについても、勉強していただいて対応していく必要が私はあると思うんですけれども、今、町としてはどんなお考えを持っていますか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 質疑との関連ということでお答えさせていただきますが、ＴＰＰ協定基準自体、今議員が御指摘のとおりですけれども、私どもまだ契約担当としては十分研究はしておりません。ただし、このＴＰＰ協定がもし批准された場合に、地方自治法等の随意契約等の項目がどのように改正されていくかわかりませんが、現在でも一定の基準に基づいて随意契約、あるいは競争入札においても、小学校でもそうでしたけれども、一定の基準を設けた競争入札をやっております。そんな中で、その規制が全くかけられないよというような協定なのかどうかはちょっと勉強不足でここではお答えできませんが、現行の契約システムの中で、大幅な変更が生じるかどうかは今後の課題かなと考えております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

２番（吉田 正君） そこまでお答えいただければ合格点だと思うんですけれども、そういう意味ではね。例えば中小企業の受注機会を高めるという意味でいくと、私はこのＴＰＰ協定というのは、非常にそうした中小企業の受注機会が損なわれる、そういう協定ではないかなというふうに思うわけです。今、中小企業がどのくらい公共工事等々を受注しているかということ、国の方では大体56%くらいだそうです。地方自治体ではどうかということだと大体76%くらい、これが中小企業が受注している、発注額ですよ、中小企業に対する発注額がそれくらいあるということです。このことによって、要するに資材の購入だとか雇用、特に雇用も本当に大きいわけですから、地域経済の循環をこうしたことによって高めているわけです。

ところが、外国企業等々がＴＰＰ協定によって参入してくることによって、そういうのがいつときに壊れてしまうようなことがあっては私はないと。これはまち自体が本当に壊されていくような内容になっていく可能性が非常に高いというふうに言わざるを得ません。7億6,500万円程度の工事でもＴＰＰ基準に当てはまるわけですので、これは大口町も全く関係ないということは実は言えない問題です。ぜひそこら辺のところも勉強していただいて、我々も勉強していかなければならないと思うし、私としてもこのＴＰＰを批准するというものについては、本当に反対していかないと、これは地域経済を壊していく、大変なことになっていく、そのことを指摘させていただきます。町長さんにおかれましても、ぜひそこら辺のところも勉強いただいて、また商工会等々とも連携をいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 商工会に限らず、今、吉田議員さんから質問のありましたＴＰＰの案件につきましては、今回この提案をさせていただきました議案第46号とどのあたりで関連がして

くるのか私にはちょっとまだ理解ができていないんですけれども、十分に研究・勉強をしていきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 18ページのごみ減量・資源化事業の中の補助金で、不燃物集積場整備事業補助金、これは中小口の不燃物の集積場ということで伺ったんですが、これは北小学校の跡地だということで説明があったわけですが、どのあたりにこれはできるのかなど。これをちょっと教えていただきたいんですが、それに関連しまして、北小学校、旧校舎が解体されてこれで半年以上たつわけですが、かなり整地されてきれいになっているわけですが、ことしは何分にも雨が多くて、今現状、見られておると思いますが、草が生えて、かなり背の高い草も生えてきておるわけです。今その北小学校の跡地は開放がされていないわけでありまして、かなり草ぼうぼうというようなところが多いわけです。これが実際、かなり今後草刈りだとかいろんなことで大変な費用がまた発生してくるんじゃないかと思うわけでありまして、今の現状で子供たち、また地区の人に開放ができないのか。人が入っておればある程度草も大きくなることも少ないんじゃないかと、私はこのように思うんですが、そこら辺の見解をちょっと教えてください。

それと、20ページの小学校運営事業ということで、去年、大きな雷がありまして落雷防止の工事が予算化されまして、これは緊急で臨時で上がってきたわけですが、この中で予算的にかなり大幅な減が出ておるわけですが、緊急ということで予算がアバウトにつけられたのか、ちょっとそこら辺がわからんもんですからお聞きしたいわけですが、それと西小学校のテレビの共聴設備改修工事、これに関しましては西小のデジタル放送で配線の入替えというようなことをお聞きしたんですが、これというのは、デジタル放送というのはこれから上がってくる工事ということで考えるわけですか。もう既にデジタル放送は7月に始まっているわけですが、そこら辺、工事の対処の仕方というのがちょっとわかりませんのでお聞きしたいんですが、それとあと、西小学校だけじゃなく、北小、南小あたりの方のデジタル配線、共聴の配線ですね、そこら辺の対処はどのようにされておるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長(倉知敏美君) 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長(杉本勝広君) ただいま齊木議員さんより御質問いただきました、ごみ減量・資源化事業の補助金でございますが、御質問の中にございましたとおり、中小口区の資源ごみ集積場の整備事業に対する補助金でございます。位置的にどこだという質問があったかと思っておりますのであれですが、旧北小学校のプールの跡、ちょうどプールのあった位置に現在計画されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これに関連しました質問で、学校開放、それから維持管理の関係につきましては生涯教育部参事が答えますので、よろしくお願ひします。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 北小学校の跡地であります。管理については、23年度から生涯学習課で管理しております。体育館の方は、試行的に町のスポーツ教室を開催し、先ほども見させていただきましたけど、かなり草の方は伸びております。既に課の中で草刈りを早くするという事は業者等にも連絡をさせていただいておりますし、ほかのところも業者の方で委託している場所もありますけど、ちょうどお盆等が重なってできないという話を聞いてこれはいかなんというところで、先ほどスポーツ教室をやった折にも見てみましたが、高いところではひざを超えて胸あたりまで行っております。早速草刈りをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（倉知敏美君） 学校教育課長。

学校教育課長（竹本 均君） 20ページの小学校費の工事請負残が生じた件につきまして、まず北小学校、西小学校、早急の措置が必要ということで、見積もり徴取をしまして予算化させていただきましたけど、詳細について工事をやる前に詳細をとり直したところ、こういった残額が生じました。

また、西小学校の地デジ化対応につきましては、備品等で対応する予定でしたが、これも詳細等確認をした段階において工事が必要になったということで、落雷工事等の執行残等を利用させていただくということで、この西小学校の地デジ化の共聴工事をここで補正として上げさせていただきました。なお、工事の進捗につきましては、西小学校につきまして、この補正を認めていただき次第、工事に入っていきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 北小学校の跡地、これは草刈りを段取りしていただいておりますというお話ですが、一般的に今の運動場ですね、運動場と言ったらおかしいんですが、跡地。屋内運動場は今使ってもらっているということなんですが、外部のそういった運動場に関して、一般の人に利用してもらおうような考えは今のところ持ってみえないんですか。それは跡地につきましては、今後まだ検討をしていくというようなお話ですが、とりあえず利用してもらえるところは利用してもらった方が、私は草も生えないんじゃないかと思うんですが、ただほうかっておくと草刈りの経費ということで、今後かなり大変なことになってくるんじゃないかと思うわけで、草というのはなかなか一回生えたら後が困ってしまうというのが現状でして、今のうちに早目に皆さんで使っていただいて、草が生えないような措置をしていかれた方が、私はい

いんじゃないかと思って今質問させてもらっておるんですが、それと西小学校の地デジの共聴関係ですが、今のところは地デジで対応ができておるんですが、その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（倉知敏美君） 学校教育課長。

学校教育課長（竹本 均君） 西小につきましては、現在、デジタル化の放送に対応できておりません。ただ、授業等の進捗に関して支障が出ないようにということで、今急いで準備をさせていただき予定にしております。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 北小の跡地のグラウンドの利用ですけど、今現在は試行という考えで4月より来ておりますけど、実際に使った例はありませんけど、これに伴って、ほかで使っているグラウンドもございますので、使用料とかそのようなものを一度決めてから使用の方法を考えていくことと、また跡地利用についてはプロジェクトを組んで将来の構想を進めているところでございますので、グラウンドの使用については、一度使用料金体制も検討させていただいて進めていきたいと思っております。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） それでは、これをもって議案第46号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 8ページのところで、予備費についてちょっとお伺いいたします。まずは、23年度の給付費予算額は幾ら計上してあるか、お伺いします。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 23年度の給付費の予算額について御質問でありますけれども、当初予算で14億2,580万1,000円が款2として給付金が計上してございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽議員。

13番（丹羽 勉君） 14億2,000万計上してあるということですが、国民健康保険事業の支出の大半である医療費の見積額を上回ったときの対策として、3%の予備費を計上するということが言われております。14億2,000万の給付予算額があるということは、この3%と

いうことは4,200万ぐらいになるうかと思ひます。ここで財調への積み立てが7,600万あります。まずは予備費に必要額を確保して、その余裕がある場合に財調に積み立てるという方法にしたらいかがと思ひますが、どのようなお考えでしょうか。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 財政調整基金積立金の補正予算を上げさせていただいた中で、この一部を予備費3%を確保するようにしてはどうかという御質問でございますけれども、今回補正を上げさせていただいたものにつきましては、22年度の執行残という形で22年度から23年度に繰り越しをされた分でございます。当面、当初予算で予備費の計上は2,000万してございますけれども、この繰越金については23年度に当面充当する予定はございませんので、この形で7,600万ほどの積立金に上げさせていただいております。

予備費につきましては、議員おっしゃるとおり3%の基準がありまして、4,300万円ぐらいの金額になりますけれども、それを確保するのが本来ではございますけれども、この金額につきましては、来年の予算計上のところで再度検討をさせていただきたいと思ひますので、今年度につきましてはこのまま予備費は、端数調整という形で1,000円の減額になっておりますけれども、予備費については、このまま今年度につきましては置いておきたいと思ひしております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 決算に関連していくわけですが、この繰越金がふえた要因というのは一体何なんでしょうか。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 繰越金のふえた要因についてのお尋ねをいただきました。当初予算で見込んだ金額が、4,400万ほど繰越金が出るだろうということで予定をしておったものが、結果として1億3,778万6,600円という形で大幅に見込みが狂ったわけでございますけれども、その理由といたしまして、まず1点目として、歳入の増加ということで5,550万6,000円ほどの増額になっております。逆に歳出の方の減少としまして、約3,823万円減少ということで、トータルとしまして9,379万円増加になっております。

見込みが甘かった点も多少ございますけれども、医療費の増減等の予測が難しい部分での変動が大きかったことにより繰越金が出たわけですが、少し内容について御説明を申し上げますと、歳入の増加の内訳としましては、国庫支出金で約2,970万円ほどが見込みよりもふえた形になっております。さらに内訳としましては、療養給付費負担金で1,100万円ぐらいの増になっています。これは年度途中の給付の推移によりまして、概算で交付されてまいりますけれども、それが増額になったということです。ただ、この2,500万円、療養給付費の中では

2,500万円が超過交付という形になっておりますので、今回補正も上げさせていただいておりますけれども、23年度に返還をすることとなります。

それから調整交付金でありますけれども、約1,890万円が見込みよりも増額になっております。このうち900万円が、昨年度に引き続きまして、県内3分の1団体に交付されます特別調整交付金の特別事情枠、経営施政旅行団体というものがございまして、そちらの方の該当になったということでありまして、当初予算の編成の段階ではこれを見込みがないだろうということでは見ておりましたので、この分がふえてきております。

それから県支出金でありますけれども、約1,640万円ほど増額になっております。内訳ですけれども、調整交付金が1,730万円の増になっております。これは見込んでいなかった特別交付金が、1,015万9,000円交付されてきたわけでありまして、それから高額療養費特定健診負担金ほかにつきましては、逆に90万円の減額になっております。それから国保税につきましては、見込みよりも280万円ほど増額になっております。それから退職者医療の給付費交付金につきましては、1,150万円の増加になっております。これは年度途中の給付の推移により、先ほどの国庫の療養給付費負担金と同じような形で概算で交付されてまいりますので、それが年度末で減額になっても、多い金額で交付されたということで増加になってきております。

それからもう一つ、歳出の方の減少の理由でございまして、保険給付費一般分につきましては、3,750万円ほど減っております。22年度の療養給付費、療養費、高額費の給付費合計につきましては、11億7,300万円ほどでありますけれども、1ヵ月平均9,700万円になってまいります。1月診療分につきましてはこれが8,300万円と、平均の月よりも1,440万円も下がっております。2月診療分につきましては9,000万円、平均の月よりも760万円減少しております。年度末でちょっと下がってきたということでございまして、これは入院分の影響が大きいわけで、入院診療件数が22年12月10日と23年1月の比較をしますと、割合的には8%減少でありますけれども、それほど減少ではないかもしれませんが、費用額につきましては比較をしてみますと、12月分が3,800万円ほどに對しまして1月分が2,950万円ほどということで、22%ほど減少となってきております。一昨年秋に新型インフルエンザが流行いたしましたので、そういったことで予防接種をされたり手洗いの消毒など、予防策をとられたりしたことで大きな流行もございませんでした。それから、それも関連しまして風邪等の受診も少なくなったのではないかとこのように考えております。

それから、保険給付費の退職分につきましては、逆に450万円ほど増額になっております。これは一般分と同じような比較をしますと、22年度の給付費の合計が1億220万円ほどになります。平均としますと1ヵ月当たり1,030万円になりますけれども、12月診療分がちょっと突出しております。1,460万円、平均の月よりも430万円ほど高くなっております。やはりこれは

入院分の給付が、ほかの月よりも高くなっているということで、予算の段階で非常に見込みが立ちにくいところで、影響が出てきたということでございます。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 懇切丁寧に御説明いただいて、私も国保運営協議会の委員のときにはいっぱい細かい資料をいただいて、その中身についてよく理解できたんですけども、私もそうじゃなくなっちゃったもんですから、それぞれ月ごとにどんな推移があるのかということも、本当にわからないもんですからちょっとお尋ねしたわけですけども、しかし、今回のように過年度の精算分というのがいっぱい国保の場合もありまして、ですから最終的に本当にどのくらいの不用額になったのかというのは、翌年の9月になってこないとわからないというのが実情だということは、この予算を見るときははっきりするわけですね。ですから、その5月31日の段階では確かに1億3,700万の剰余金が生まれておるけれども、その後の精算があるということは、私も理解しておるつもりなんですけれども、そうすると大体黒字分としては、1億円ぐらいなのかなと。大ざっぱな話ですけども、今回、実際の剰余金としては、そのくらい生まれてきたのかなというふうに理解していいのかどうか、そこら辺もちょっと伺っておきたいというふうに思います。

私は、さっきは予備費の方で、3%程度持つべきじゃないかというお話だったわけですけども、基金の方では療養給付費の5%だったですか、14億2,400万円の療養給付費の5%ですので、約7,000万円近い金額が財政調整基金の積み立てるべき金額であろうということでありまして、既に6,700万円ぐらい積み立てが行われていて、今回7,600万、合わせると1億三千何百万という、今の剰余金の金額と似たような数字になっていくわけですけども、1億3,000万円以上のお金が積み立てられる予定になるわけですね。

さきの全協だったか何かで戸籍保険課長さんも言われましたけど、そのくらいの積立金になるという説明をたしか全協の折にされたと私は記憶しているわけですけども、なおかつ私にとどめを刺すように、そういう財源があるから国保税の値下げはいたしませんとって実はそのときに言われたのを、言われた方は覚えているんですけど、言った方は覚えていないんですね。よくあるパターンなんですけども、言われた方はよく覚えているもんですから、私は別に根に持つ方じゃないですから、あんまり気にしないでいただきたいんですけども、そういうことだというふうに理解させていただければよろしいのか、再度この本会議場で確認していきたいというふうに思います。

議長(倉知敏美君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) まず1点目の御質問でありますけど、1億円ほどの余りでいい

かということでございますけれども、今回、繰越金が1億3,778万6,600円でございますけれども、ここから返還をしなければならぬ金が、今回の補正のところでは諸支出金で計上してございますけど、2,524万7,000円ありますので、これを引いたものが1億1,000万ほどになってまいりますけれども、この金額が余った金額ということと言えます。

それから財政調整基金のことになりますけれども、5%の金額ということで目安が設けてございますけれども、今年度の予算規模からしますと、5%の金額は7,130万円ほどになってまいりますけれども、そうすると現在の積立保有高が、23年5月末で6,790万円ほどございますけれども、これはやや下回っているという状況でございます。今回この補正予算で7,645万6,000円計上させていただいておりますが、これを積んだ後の金額としまして1億4,435万7,000円ほど、ちょっと端数は省略させていただいておりますけれども、それほどの金額になってまいります。全協の中でちょっと御説明をしたというのは本当に忘れておりますけれども、この金額については、保険税の引き下げに使うのではなくて、来年度以降の財源ということで、予算を立てた段階で、国からもらえるお金とか、保険税で収入される金額とか、そういったものを差し引いて不足する部分が当然出てくると思います。そういったものをこの基金の方から取り崩して、計上していきたいという考えでございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 新年度の予算については、たしか国保税の値上げ分が入っていますよね。4,000万円くらい足らなかったのかな。それで、その分の値上げ分が実は新年度の予算には組み込まれていて、そのうちの基金の取り崩しが1,500万くらいだったかね、たしかそれが新年度予算の中に実は組み込まれているわけですね。だから今度、今のその予算との整合性というのはどうなるんですか。私は、今度これは基金を取り崩さずに、要するに今回の平成23年度は乗り切れるということであるのならば、私は余計、今回値上げした国保税については値上げはやめるべきだというふうに思うんですよ。そうしないと、最初の当初予算で説明されたことと今回のこの基金の取り崩しの話とは矛盾することになりませんか。私はそう思うんですよ。だから、ぜひ国保税の値上げは今回についてはストップすべきだと。これだけのお金があるわけですから、それは少なくとも私は言えるというふうに思いますが、いかがですか。

議長(倉知敏美君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 23年度の税率改正で値上げ、要するに値上げという形になりますけれども、引き上げの計画をした段階では、4,500万円ほど不足する分があるからということで、そのうちの税率改正で持っていただく分が3分の1、1,500万円ほどということで、基金で3分の1の1,500万円、残りの3分の1の1,500万円を税率改正の部分で保険料で持ってい

ただくと、そんな形で計画したわけございまして、それが今回大幅に狂ってまいりましたけれども、これはあくまで22年度の決算で見込みが狂ってきたというお金でございますので、これが23年度で取り崩しを予定しております1,500万円につきましては、今後の今年度の給付の推移等を見た段階で、取り崩しをするのか、取り崩しをせずに済むのか、そこら辺の判断をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今の状況を少し申し上げますと、一般分の療養給付費の推移につきましては、昨年度よりもやや減っているというところでございますけれども、21年度、一昨年から比べますとやっぱり大分ふえておりまして、退職分については、大幅に昨年度よりもふえているという状況でございますので、今年度予算、まだ4ヵ月分しか実績がございませんので、十分この先どうなるかというのは言えませんけれども、12月の議会あたりのところでまた再度検討して、必要ならば補正予算等に対応させていただきたいと思っておりますので、基金の繰り越しにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、来年度予算に有効に活用していきたいということで、積み立てをさせていただくということをお願いしたいと思います。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもって議案第47号の質疑を終了いたします。

ここで、会議の途中ですが、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時55分）

議長（倉知敏美君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 議案第43号、税条例の改正の折に吉田議員より御質問いただきました株式等の数字についてお答えをさせていただきます。

まず配当の控除を受けた方ですけれども119人、それから譲渡所得割の控除を受けた方が15人ということですので、よろしくお願いをします。

議長（倉知敏美君） それでは、議案第48号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第48号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） これは前年度の繰り越しが2,600万円ぐらい余っておるわけですが、今この基金の方にさらに1,979万7,000円、約2,000万ですが、基金の方に積み立てられるということですが、そうすると基金の残高というのはいかほどになるんですか。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 基金につきましては約1億5,000万ほどでございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 全体の予算が約8億円に対して積立金が1億5,000万円というのは、基金としてはかなり大きな割合になっているというふうに私は思うわけですが、国民健康保険の場合だと、例えば療養給付費の5%なら5%を積み立てよと、それが目安としてあるわけですが、介護保険の支払準備基金ですよ、これは名前がね。財政調整基金じゃなくて、支払準備基金という名前にたしかなくておったと思うんですが、これのそういう基準みたいなものというのはあるんですか。

それから、平成23年度というのは、保険料というのは3年に1度の見直しでありまして、23年度がその最終年に当たるわけですよ。最終年に当たって、支払準備基金でありますので、その最終年までには支払準備基金そのものがほとんどなくなって、収支はとんとんだというふうになって私は当たり前だと思うんです。これは支払準備基金ですから、3年間の間に使うためにこの基金が設けてある。財政調整基金とはまたちょっと違う性格だと思うんですよ、そういう意味では。介護保険の支払準備基金というのは。だから、3年前に値上げされて23年までに全部ほとんど使い切らないかんわけですが、しかし、1億5,000万円も積み立てるといことは、これはお金が余っておるということにほかなりませんわね。

そうすると、今度、平成24年度に向けて多分介護保険料等々の見直しも行わないかんわけですが、その話はまた一般質問でやらないかんというふうに私は思っておるものですからあえてやらんわけですが、しかし、1億5,000万円も、まあ3年間の間で1億5,000万円もふえたわけじゃないんですわね。3年間の間で7,000万か8,000万ぐらいふえてきたわけでしょう、現実の話は。それが積み上がって最終的に1億5,000万ぐらいになったわけですから、1

年当たりになると2,000万か1,500万か、それぐらいずつ現実的にはふえてきちゃったわけです。それはどうしてふえてきたのかということが、私は問題だというふうに思うんですね。要するにその使われ方、ここに私は問題があるというふうに思うんです。それは前から健康福祉部長ともよく議論しておるところですけれども、施設サービス、ここがなかなかふえていかない。全体の介護サービスを受ける人がふえていっても、実際には施設で介護されている人の人数がふえていかない。ずうっと頭打ちで80人のままずうっと来ている。そういうこと自体が、一つは問題だろうというふうに私は思っているわけです。

聞くところによると、大口町の場合は、例えば介護認定を受けると、例えば要支援、普通なら介護認定を受けると要支援1とか2とか、せめて介護度1とかという低いところで認定がなされるのが一般的だというふうに思うんですけれども、大口町は例えばいきなり介護度2とか3とか、いきなりそういうものが出てくるケースがあるようです。それは何かというと、家族がいっぱいいっぱい介護して、頑張られて頑張られて、とうとう私らの手には負えんからということで、介護保険のサービスを使うという割合の人が本当に多いということ、これは一方でそういう実態があるというふうに、私は町としても理解しないといかんと思うんですよね。それだけだんだん重たくなってくると、家庭では面倒を見れんと。ということになってくると、その施設サービスはじゃあどうなっておるのかというと、そこでずうっと頭打ちの状態になっていっている。そこをどう打開するのかということ、本当に私は考えないといかんのじゃないかなというふうに思うんです。

例えば大口町で特別養護老人ホームに入りたいと思って待ってみえる人というのは、どのくらいおるのかということなんですけれども、町の方ではどのくらいおられるのか、そういう把握というのは、しておられるんでしょうかね。また、そういった方々がそういうサービスを受けられるようにするために、今どんな努力が払われているのかということが、私はこの補正予算の中でも今回のそのお金が余ってくる一番の要因ですので、そこら辺のところ。私が思うにはね。だから、そこら辺をどう本当に努力してみえるのかということが私は重要だと思うんです。そこら辺についての今町としての考えを、ぜひ伺いしておきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） まず支払準備基金の基準でございますけど、これは設けてございません。よって、吉田議員さんのおっしゃるとおりに1億5,000万円という準備基金積立金が出てまいったわけでございますが、こちらにつきましては、先ほどの御質問の中にありましたように、平成24年度から26年度の3年間に対します介護保険事業に生かしていきたいと。現在計画を作成中でございますので、こちらにつきましても、また議会の方にもお示しをさせ

ていただきたいというふうに考えております。

それから、施設サービスの充実が足りないというような御指摘でございますが、今、特別養護老人ホーム御桜乃里でございますけど、前もお話をさせていただきましたけど、多くの方がいるんな施設に予約をされてみえて、通常待ちが200名ぐらいということでお聞きをしておりますが、町内の方につきましては、月によっていろいろ変わってきますけど、50から80というふうには聞いております。よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 以前は特別養護老人ホームの待機者というのは、せいぜい20人ぐらいだったというふうに思うんですね。それが、昨年10月1日時点の段階では56人という人数が、実は報告されているわけですが、県全体でいけば特別養護老人ホームに入りたいと思っている待機者が2万数千人おられるという状況が実は今あるわけですね。名古屋市ではことしは特別養護老人ホームを三つぐらい建設されるようなことも私は一方で聞きましたけれども、大口町としてもその施設、例えばきょうの決算書の中でも、財産の中に、御桜乃里に対する土地も実は大口町が貸して、その上に御桜乃里は建っていますよね、たしか。普通財産だったか何財産で入っておったのかはちょっと今忘れちゃったけれども、そういう形で実は御桜乃里というのは誘致をされた施設でありますね。議会の方でも特別委員会等々もつくられて、そういう中で特別養護老人ホーム等の選定なども行われて、それであの施設が今現在あるわけですが、せっかく80人定員のその施設のところに実はなかなか大口町の人が入れずにおるといふ現状をとらえると、ぜひ私はそういう施設そのものをふやしていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、特別養護老人ホームね。

それから、犬山へ私はこの間行ったんですけど、犬山では「特別」のつかない市営老人ホームがあるんですよ。私はびっくりしたんですけど、定員50人で、今どのくらい入っておると聞いたら、21人だそうです。定員、あいているんですよ。犬山の人だったら、そこは要支援までの人しか実は入れない施設だもんですから、そういう意味では軽費老人ホームに当たるのだらうというふうに私は思うんですけど、要介護になると、そこを出ていかなければならないということですので、そうすると要介護がつくと、特別養護老人ホームに移行することになっていくわけですが、しかし、それ以前の部分で、例えば火を使うのが危ないお年寄りの方やそういう方々が入れる施設があるわけですね。

大口町にも、一期一会荘も多分今の軽費老人ホームのうちの一つであろうというふうに思いますし、御桜乃里そのものにも軽費老人ホームというのはあることはあるんですよ、あの上の方に。4階だか5階だか、上の方がたしかそうなんです。入り口が向かって右側のところ

にあるんですけど、入り口が別に設けてあるんですよ。そういう施設があるんだけど、しかし、そういう施設そのものがもっとも本当は必要なんじゃないかというのが今の私は現状じゃないかなというふうに思うんですよ。

特に、特別養護老人ホームを待ってみえる人が今の話で50人から80人というのは、これは無視できない数字じゃないかなというふうに思うんです。だって、介護認定を受けてというか、その介護のサービスを受けている人が、たしか480人ぐらいだといって前答弁されたわけでしょう。前に聞いたときは400人だった。これは1年半ぐらいの間に80人ぐらい努力してふやされたんだと思うんだけど、今480人ぐらいおるんだけど、結局、今施設に入っておる人が80人で、その施設に入りたいと思っておる人が80人まだおるといことですので、これは私は無視できない数字だというふうに思うんですね。だから、そういう状況の中で何年待たらいんだということになっていくわけですので、私は早急に特別養護老人ホーム等についても、施設そのものを町にも誘致してくる必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ、そういう現状からすると。そこら辺はどうなんですかね。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず今回の介護保険の繰り越しというか、お金が余ったという表現を、この介護保険制度につきましては既に御存じかと思えますけれども、3ヵ年間の推定の必要のお金を決めます。それを3ヵ年のうち、当初は余ります。中間でほぼフラットで、足りなくなるかもしれない。その辺の相殺でゼロになるように保険料というのは設定をされてきておるわけなんですけれども、そういった中で、私ども今回本当に、これは私どもが反省をいたさなければいけないことというのは、一つ大きな今回の介護保険料の推計の中で反省をしておるという、現実のものとなっておるものにつきましては、実は今年度、グループホームを誘致しました。これは第4期介護保険事業計画の中に実は組み込まれて、その費用に相当する部分というのも全体の中では含まれておったわけなんですけれども、これが1人、大口町の場合は9名ですけど、10人換算で単純に数えれば年間1人で約300万を超えます。それが10人としますと約3,000万のお金が年額必要になってまいります。そうしますと、これを3年間分、初年度については全部が入るといわけではないんですけれども、それを積み上げますと約9,000万近くなってくると。この部分については、明らかに私どもがグループホームの誘致ができなかったという結果の中で、そういったことか出てきております。それで、4期につきましては、約1,500万円の基金の取り崩しを入れる中での介護保険料の設定をされてきておるわけでございますけれども、そういった面で、まず大きな要因というのがそこに一つあったと反省をいたしております。

それから特別養護老人ホームの待機者ですけども、これは最新で愛知県がことしの7月29

日にデータを出しておるんですけれども、要介護1から2の方が19名、そして要介護3から5までの方が37名、先ほど議員さんが言われました56名、この人数で間違いないと思います。それから現実に愛知県全体の待機者につきましては、ちょっとすみません、資料が今、どこかにあるんですけれども、愛知県全体としましては1万1,700人ほどが待機者ということでなっております。そういった中で、大口町の現状というのは現実には実質56名と。確かにこれは本当に入りたいという形の中でとらえれば、大変なかなか入ることができないということでございます。

そしてもう一つ、先ほど出ておりました犬山市養護老人ホームでございますけれども、これにつきましては、介護保険法に規定する施設ではなく、老人福祉法ですね、今、法律名が変わりましたけれども、そちらに規定する施設の中で、大口町では、去年お1人亡くなられましたけれども、1人御利用してみえた方がございました。そういったところでのこれは施設となっております。

そういうことをいろいろ考えていく中で、特別養護老人ホームの待機者の解消というところで誘致が必要ではないかというところの考え方でございますけれども、これにつきましては、大口町はこれでグループホームが9名のものが、来年4月には開所してまいります。恐らくそういった待ってみえる方、当然、特別養護老人ホームでも受け付けは、まさに重い方はそういったところへ入られますので、グループホームから特養へ移っていくというふうに、そういった部分での解消はできていくのであろうかというところを思っております。

さらには、特養、要は介護保険施設につきましては、広域圏内でこの圏域では何床までという一応枠の規定がございます。そういった中で特養の認可がおりてくるというような状況になっておりますので、そういった調整、さらには、過去には大口町もよそのまちからの病床数によりそういった数の調整をお願いしてということもありましたけれども、いろいろ要件が重なってまいります。そういった中で、現在のところでは今回やっとグループホームを誘致できたので、さらなる施設福祉の誘致というところは、介護保険、さらには在宅福祉の推進、いろんなポイントから考えまして、現時点では現状の形で進めてまいりたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 56人待機者がおられるということですので、この待機、保険に加入しておるのに、その保険のサービスが受けられないという現状が現実的にあるわけですので、それは解消すべき課題だというふうに私は認識をしているわけです。ですから、医療保険のように加入しておればとりあえず受けられるというサービスではないということが、今の介護保険サ

ービスの最大のネックではないかなというふうに思いますので、ぜひ引き続き特別養護老人ホームの建設が進められるように、私は町としてもこれは推進していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ぜひそうしたこともこれから検討をいただきたいと。

特にグループホームというのは、要するに利用料が高いんですよ、非常に。そうでしょう。十四、五万か、15万ぐらいではちょっと足らんといわれることが多々あるわけですよ。しかし、特別養護老人ホームの場合は、その所得に応じた負担というものが、実はその中に盛り込まれておりますよね。収入の少ない人は、収入の少ないような負担という形に一応はなっている。これからどうも改悪されそうな、その部分がね。そういう状況が出てくるわけですが、それはまた一般質問にゆだねますけれども、しかし、そういう非常に収入がない人でも入りやすい施設というのが、お金がかかることは現実ですけれども、しかし、グループホームと比べれば特別養護老人ホームの方が低い負担で入れるわけですので、国民年金だけしかないような人ですと、グループホームに入るのもうあきらめるしかないというような状況も、私はあるんじゃないかなというふうに思うんですね。いっそのこと、ないならないで、いっそのこと全然なくて、そこで生活保護を受けた方がよっぽどいろんな施設に入れるというような、そういう逆転現象のようなことも現実には起きているんじゃないんですかね。ですから、そういうことを解消するためにも、やっぱり特別養護老人ホームそのものも、私は検討すべきであるというふうに思いますが、いかがですかね。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 特別養護老人ホーム云々というところにつきましては、この第4期計画を策定する中で、地域密着型、要は30人規模でございますけれども、そういったものも一つの検討事項としては、協議されたということは聞いております。しかしながら、現状の中で、大口町、確かに56名の待機者がいる。そういった中で、じゃあその人たちがすべて施設福祉という考え方というのは、ちょっと私ども大口町の介護保険、健全な運営、さらには介護保険料、いろんなことを考えていく中で、大口町としては施設福祉よりも、まずは在宅でやっていただきたい。そういうところで力を入れて、特別在宅の方についてはそういった差が施設福祉の方とないように、議員さんから御提案いただいたこと等も踏まえながら、横出し制度も設けたり在宅福祉の推進を図っておりますので、そして待機者の方についても、その待機中はじゃあ何も介護保険サービスを利用できないかということではなく、そういった中で在宅福祉のところを精いっぱい使っていただく中で、いろんなサービスを組み合わせて進めていきたいと現在のところでは思っております。

そして、すみません、先ほど申し上げました愛知県内の待機者の人数ですけれども、ちょっと間違っておりましたので、愛知県内全域で1万1,678名の集計結果が7月29日付で出ており

ますので、訂正をさせていただきます。以上です。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして議案第49号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第50号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第50号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第51号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第52号 監査委員の選任についての質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第52号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第53号 教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第53号の質疑を終了いたします。

続いて、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について質疑に入ります。

初めに、一般会計の歳入について一括して質疑を行います。

決算書の事項別明細書72ページから95ページ、款1.町税から款20.町債までです。

ありませんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） いつもいつものことですが、不納欠損額と収入未済額でございますが、まずは不納欠損額、収入未済額の督促状況についてお伺いいたします。それがまず1点。

それから73ページでございますが、固定資産税の中に大規模償却資産が7億4,927万円、これは成果報告書の15ページのところに記載してありますが、この中にいわゆる21年度のように県の課税対象となるのは何件で額は幾らか、お伺いしたいと思います。

さらにもう1点、都市計画税でございますが、都市計画税は今年度は不納欠損額がないということで、収入未済額が23年度の調定額になるだろうと思いますが、これらにつきましても平成15年度から課税が100分のゼロになっておりますので、既に時効が成立しておるかと思うんですが、どのような理由で時効が中断されておったのか、お伺いしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 歳入の税金につきまして御質問をいただきました。

まず不納欠損と収入未済額の関連について、その督促状況はどうかという御質問であります。督促につきましては、法律に基づきまして納期後20日以内に督促状を発送しております。それとまた、督促とは違いますけれども、催告ということで年に3回ほど催告をしております。また、それでも納めていただけないという方につきましては、個別に訪問をいたしております。最近では、ここ数年でありますけれども、預金を差し押さえるというようなところまで現在は行っております。それでも御指摘のように、不納欠損額、それから収入未済額ということで計上をさせていただいております。よろしく御理解を賜りたいと思います。

また、固定資産税で大規模償却資産の県へのということでもありますけれども、21年度、22年度につきましてはその前年の財政力指数が1.6を超えておりましたので、21年度については1件、22年度については10件の企業から県の方へありましたので、その分について3億円ほど県の方に大規模償却資産ということで、固定資産税の中から県の方に払っておるという状況でございます。

都市計画税につきましては、平成15年度から100分のゼロということになっております。これも冒頭申し上げました督促やら云々ということで、時効の中断ということをしておりますので、5年以上を経過します現在もまだ少し残っておるという状況で、これにつきましては税の公平性ということを考えて、残った分についても収入に努めていきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 不納欠損額、収入未済額につきましては、21年度から200万以上、収

入未済額も同じように100万ぐらいが減額しております。いろいろ御努力されておるといこととでございますが、一層頑張ってください、ひとつ不納欠損額、収入未済額が減るように御期待申し上げます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) それでは、成果報告書で12ページ、13ページを参考にさせていただきますが、個人町民税の落ち込みがありますね、12ページの方で、1億1,700万円ほど落ち込んでいる。それから15ページの方を開いていただきますと、個人町民税の課税状況があります。私が注目したのは、納税義務者の数なんです。平成21年度と22年度と比較すると、1,238人も実は納税義務者の数が減っているという、これは異常なことだというふうに私は思うわけですが、給与所得者が842人減って、営業所得者が119人減って、農業所得者が13人減って、その他の所得者、その他の所得者というのは年金収入もその他の所得に入りますし、あとさっき質問した株の配当とかそういうのもこれに当たるのかもしれないけれども、そういう方々ですら264人も減って、合わせて1,238人、これだけの納税義務者の数が減っている。こういうことによって1億1,700万円の個人町民税の落ち込みが発生しているというふうに私は見たわけですが、これだけ落ち込んだわけですが、大口町内の失業者の数というのは一体どのくらいあるのか、ぜひお教えをいただきたいというふうに思います。

それから、さっき丹羽勉議員から不納欠損額等々の質問がありましたけれども、私は減免、例えば個人町民税においては、前年の収入に対して3分の1以上の落ち込みですかね、そうすると個人町民税についても、所得割については軽減するというような多分規定があったと思うんですが、そういう減免を受けた人は一体何人おられるのか、そしてどのぐらいの減免をしたのか、ぜひお教えをいただきたい。

それから、営業所得の人を注目したんですが、22年度と21年度では119人も減ったということなんです。すごい数ですね。3分の1とは言いませんけれども、それに近いような人数がなくなったわけですね。私、平成18年からちょっと調べてみたんですが、平成18年の営業所得者は453人、平成19年は427人、平成20年は422人、平成21年は391人、平成22年は272人ということで、平成18年から比べますと180人以上減っているんですね。殊に21年と22年の間の落ち込みがひどいということが、この5年間を調べてみるとわかるわけです。こういう状況があるわけですので、特に御商売をやってみえる人については、この22年度というのはかなり大変な御商売の状況だったということがこの資料を見ても私は明らかだというふうに思いますけれども、もっと中小企業対策を抜本的に行う必要があるというふうに私はこの資料を見ると思うわけですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

それからもう一つ、農業所得者というのを私は調べてみたんです。これも平成18年からちょっと調べてみたんですが、平成18年には農業所得のあった人は8人、平成19年が12人です。それから平成20年も12人、平成21年が19人、平成22年が6人、大幅にこれも落ち込んでいるわけですがけれども、大口市は13平方キロという広さの中で田んぼや畑が占める面積もかなりあるわけですがけれども、実際に農業所得者と呼ばれる人はこの平成22年においてはたったの6人しかないという、これは大変これからの農業を担っていく上で、本当に寂しい惨たんたる状況だというふうに言わざるを得ないんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

そういう中で、平成23年度は農業塾だったですか、そういうものも新年度予算の中に組み込まれてきたわけですがけれども、しかし、農家と言われるものが、6件しかないというわけではないというふうに私は思うんですが、実際に現在、農業所得のない農家というのは一体何件ぐらいあるのか、ぜひ伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、現在、農業所得者として6人の人が出ておるわけですがけれども、この6人の方々は一体何をつくってみえるのか、ぜひお教えいただきたいというふうに思います。

それから決算書の方に行きますけれども、決算書の8ページ、あちこち行って申しわけないんですが、決算書の8ページに分担金及び負担金ということで、7万650円の収入未済がありますけど、それとあと使用料及び手数料の中の使用料51万8,160円、それとあと国庫補助金の1,804万8,000円の収入未済ですね。それからあと9ページ、10ページになるわけですがけれども、ここの雑入にやっぱり収入未済額が13万8,710円あるわけですがけれども、これについて一体どういうものなのか御説明ください。

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 歳入のうちで、個人の町民税の関連の質問をいただきました。複数の質問がある中で、税務課が答えられる範疇のお答えをさせていただきます。

まずもともとの話で、21年度から22年度、確かに13億が11億ということで減っております。平成になってからどうなんだろうというふうに資料を若干見ますと、バブルが崩壊した平成3年、やはり法人とは違って少しおくれて波が来るようで、平成4年に11億5,000万円という数字が一たんあって、そこからずっと減り続けて、また平成20年度、リーマンショックの前ぎりぎりという数字のピークだと思うんですがけれども13億5,000万円ほど、ここで少し減って、22年度がさらに減っているという状況で、議員がおっしゃるような状況だろうというふうに思っております。

その中で、減免について何人で幾らという御質問であります。減免につきましては、規則等法律に基づいてやっておりますけれども、大口市の22年度の決算ベースでは26件、合計で78万2,400円の減免がございました。理由としては三つほどに大別できます。一つは死亡でござい

ます。死亡につきましても所得が200万以下という限定つきでありますけれども15件、それから所得が減った方、この方についても前年所得が200万円以下で、本年度がさらにその2分の1以下になった方という限定ですけれども、10件ございます。それから雇用保険の方が1件ということでございます。

それから農業所得について、農業所得のない農家は何人いるということでございますけれども、ちょっと税務課の資料としては、その農家の認定、どこの農家だということがわかりかねますので、数字としては出ないと。ここにあります6人の方が農業所得で申告をされておるといことになります。以上であります。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） ただいまの農業所得の関係で御質問いただきまして、農業の農家数ということでございますが、2010年の農業センサスによりますと、585世帯が農業を営んでいるという形になっております。その中で、平成22年6件の農業所得の申告があるが、どんな作物をとということでございます。逆にこちらが6名がどなたかわかりませんが、偶然6名というのは、6という数字だと認定農業者の方がちょうど6なんですけれども、そちらでいくと大口町の場合は大規模な水田、稲作をやってみえます。

あと入の方ですけれども、使用料の収入未済額の内訳でございますが、決算書の77ページを見ていただけますでしょうか。ここの土木使用料の中にございます道水路の占用料、こちらの中に51万3,160円のうちの20万7,160円につきましては、道路占用料の未納でございます。内容としましては、占用とかの申請をするのは業者がしていくんですけれども、実際に占用いただきますのは営業される方なんですけれども、その話がうまく伝わっていきなく、なぜ払わないのかということで今説明をさせていただいておるところでございます。なかなか理解していただけないものですから、その説明をしながらという形で、もう2年がかりで説明しておりますけど、なかなかということでございます。以上です。

議長（倉知敏美君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田議員から、中小企業対策の関係で御質問いただきました。中小企業の促進と雇用というのは対になっておろうかと考えております。そうした中、その確保が重要であるということは認識をしております。ただ、本町のような小さな自治体の中でできること、これは非常に限界があるのかなというふうに思っております。そうした中で、町として現時点でできることはやらせていただくということで、決算の方でも計上させていただいておりますけれども、融資の保証料補助、利子補給等をさせていただいておるところであります。そうした中で、また雇用につきましても、緊急雇用事業を活用して対策をとっておるところでありますけれども、それはあくまでも暫定的なものでございまして、恒久的なものではご

ございませんので、そのあたりは今後さらに検討をする中で、対応してまいりたいと思っております。以上です。

議長（倉知敏美君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 先ほどの8ページの収入未済額51万8,160円の件でございますが、同じく77ページをごらんいただきますと、その内訳としまして30万6,000円、それから先ほどの土木使用料の方で20万7,160円、上に行きまして5,000円、この三つの内訳になってございますが、このうち30万6,000円につきまして、町営住宅の使用料の収入未済額でございます。その内訳でございますけれども、町営植松住宅の方が行方不明になりまして、平成18、19年度分の未収分です。この内訳が23万4,600円でございます。残る7万1,400円につきましては、平成22年度に町営小口住宅の方が病気で入院をされまして、現在は完納済みですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 決算書7ページ、8ページの分担金及び負担金の収入未済額7万650円でございますが、これにつきましては決算書の75ページの児童福祉費負担金の保育園の運営費補助負担金、いわゆる保育料の滞納分でございます。内訳といたしましては、保護者で3名、児童で4名になるんですが、その滞納分となっております。督促につきましては、引き続き担当職員が該当者の方にお話をさせていただいて、今現在、お1人は完納されておまして、お1人は一部返済という形で、現在は2人の4万2,300円が今現在残っておるといふ形になっております。

それから引き続き、使用料及び手数料、トータルで51万8,160円のうち、決算書の77ページの一番上段を見ていただきたいと思うんですが、これは延長保育料のお1人分5,000円が収入未済となっております。先ほどの保育料の3名のうちのお1人という形で、この5,000円につきましては既に完納がされておるといふ現状でございます。以上です。

議長（倉知敏美君） 学校教育課長。

学校教育課長（竹本 均君） 10ページの13万8,710円の収入未済額ですけど、93ページをごらんください。93ページの学校給食負担金（小学校分）、学校給食負担金（中学校分）、こちらの方の未収入額となっております。小学校については4名の方、中学校については6名の方が未収ということになっております。この催促につきましては、新年度、学校の方を通じて請求のほどさせていただいております。以上です。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田議員から、国庫の収入未済額について御質問をいただきました。これにつきましては、平成22年度の1月及び3月補正をお願いいたしました、きめ細か

な交付金の500万円と、それから住民生活に光をそそぐ交付金が1,304万8,000円ということで、これが事業が完了していないということで収入未済となっております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 営業所得の人の1人当たりの納税額も、私は実は比較をしてみたんですね。先ほど平成18年で453人と言いまして、1人当たりの納税額が13万3,329円、平成19年が13万7,096円、平成20年が13万6,171円、平成21年、22年はそこに書いてありますよね。14万2,358円と、平成22年が14万7,265円ということでなっています。

営業所得の納税義務者が減る一方で、実は1人当たりの納税額はふえていっているという非常におかしな現象が、おかしいというか、私にとってみればそうかなというふうに思うわけですけれども、要するに営業力といいますか、事業そのものの力の弱いところがどんどんどんどん淘汰されていっている、その一方で強いところが生き残っていくという、本当にまさに弱肉強食のありさまを、この営業所得のところで1人当たりの納税額を見ていくと、そういうことも私は一方で考えるわけです。ですからそういう意味では、町の方としてもできることはやると。保証料の補助だとかそういうのは今もやっているわけけれども、しかし、今実際に営業している人たちが、一体どんな手を差し伸べてほしいのかということも、一方で御意見を聞くべきじゃないんでしょうかね。私はそういうところに今来ているというふうに思わざるを得ない状況があるんです。多分、御商売をやっている人はそんな272件ばかりじゃないと思うんですよね。272件というのは納税義務者ということで、納税された人の件数ですよね、要するに。だから、あとの人たちは大赤字をこいておるとい状況があるわけですので、赤字の人に対してどういう手を差し伸べるのかということをお手として、今の中小企業対策として、私は次の手として考えていく必要がここにあるということをお指摘していきたいというふうに思います。それはまた江幡議員に、一般質問でゆだねていきたいなというふうに私は思うんですけれども、そういうことだというふうに思います。

それから農業所得ですけれども、平成22年は6人だということで、合っておるかどうかはちょっとわからんけれども、たまたま認定農業者、その大規模な米づくりをやってみえる人が要するに6件あるということなんですね。全体で農家だというふうで認定されておる農家は585世帯あるうちの1%ですよ、農業所得として申告を出せるような世帯というのは。このままほうかっていったら大口町の農家はなくなっちゃいますよ、本当に。広大な牧草地のような形にそれこそなりかねない状況が私はこの資料の中にもあらわれているというふうに言わざるを得ないんですよね。結局、もうからないということは、結局続かないんですよ、本当に。今585世帯の人たちは現状を本当に維持するのが、585だから、これは6を引くわけだから579件、

579件の人は今の現状を維持するだけなのかもしれない。そこが今どういう状況になっているのかということを実際に調査しないと、大口町の農家、農業そのものも衰退する一途をたどるような状況に、私はなりかねないんじゃないかなというふうに思うんですけども、やっぱりそれに対する手だてというのを、今、国の方も所得補償とかなんとか言っていますけれども、しかし、それは本当に一部の大規模な農家さんが対象になるだけであって、その農家さんも対象にならないというような問題も、実際には出てきているわけですね。ですから、本当に585世帯の農家そのものが本当に維持できるような、やっぱりそういう形にしていけないといかんのじゃないかということをお私に改めて思うわけですけども、そこら辺の町の考えというのは一体どんな考えを持ってみえるんですか。

議長（倉知敏美君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 農業所得に関連してのお話を伺いました。この6人が大規模な認定農業者の6人と重なるかどうかというのは一概に言えるわけではないんですが、そうした方については多分農業所得として申告をされておるかと思っております。

今、そのほかの五百数世帯についてですけども、これは兼業農家とかそういったことで実際農業をされておるということで、現状としてこの22年が6人になったという中で、今の大口町の農地についてはこういう状態で、近隣の中では非常に整備された農地を維持しておるということですので、即この状況が農地の荒廃とかそういったものを呼び込むものではないということで、ちょっと分析の仕方が、税の納税義務者の数からだけ、これも一つのアプローチの仕方ではあると思うんですが、これだけですべてを一面突破して全面展開するというのではないのかなというふうに思います。

議長（倉知敏美君） お昼過ぎましたんですが、吉田議員の質疑まで終了させていただきます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 3回目ですので手短にやります。

今の農業所得の部分だけでお話をさせていただきますけれども、副町長が言われるとおりで、これだけの資料でどうするこうすると言えないというのは、当然のことだというふうに思います。しかし、これだけひどい状況になってきたというのも一面、私はこの資料の中であらわれてきたのではないかなというふうに思います。だからこそ今の農家の現状をよく町の方としても分析していただいて、その中で本当に農業対策をとられることを私は切に望むものです。従来どおりの例えば農業・土木だけで本当によいのかどうか、農業費そのものの使われ方がね。そこに集中し過ぎていないんだろうか、そういうことも含めてやっぱり僕は今後農業に対する考え、これをよく本当に検討していただきたいなというふうに思います。

私は、たまたま農業共済の組合の方に行かせていただいて、この問題について2回ほど組合議会に出させてもらって質問もさせてもらいましたが、本当に意識するようになったんですよ、そういう意味では。私も勉強ですので、ぜひ町の方におかれましてはそうした調査等々もこれから十分行っていただきたい。それを切に要望しておきますが、どうでしょうか、そこら辺のところは。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） 今まで大口町も、従来からの農業施策だけではなくて、大口町独自で農業の、農業で生活が成り立つようにということで、ここ数年来、いろんなところで現役の方、さらには現役を退職された方、そういうような方に対して、いろんな形でアプローチをしております。これは私の感覚ですので必ずしもそうではないかも知れませんが、私が見させてもらうには、私のうちの周り、非常に数年前と思うと、荒れた畑が多かったのが、正直、荒れた畑が少なくなっています。それで見通しがよくなっておるんですよ。その一面、田んぼなんかの縁周りというんですかね、あぜというんですかね、そこらあたりの管理はやっぱり昔ほどきれいにされていないというのが僕の生活しておる範囲の中では感じております。

ですから、今、農業所得と云々というようなところが非常に難しいところで、町の方としてもいろいろな人とお話をする中で四苦八苦して取り組んでおりますが、なかなか、一つ一つのきっかけをつくるまでにはいくんですけれども、それが申告ができるような、あるいは納税義務者となっただけのようなところまでの形になっていかない。こういうところで本当に私どもも大変苦慮いたしておるのが現実ですが、農業というのは大変だと、大切なものだという認識は十分にしておりますし、それと、団塊の世代の皆さんが、そういうものにかかわっていただけるようなところから、切り口をつかんでいこうというようなことで、先ほどありました農業チャレン塾の話も、そんなような形での試行錯誤の中での提案でありますし、事業実施だというふうに思っておりますので、私どもだけの知恵ではどうしても今の話で足りない部分がございます。議会の皆さん、あるいは多くの皆さんから、もし何か具体的なアイデアがあれば、お話がいただければ幸いかなというふうに思っております。

議長（倉知敏美君） 歳入の質疑の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午後 0時11分）

議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時29分）

議長（倉知敏美君） 一般会計の歳入の質疑の途中でしたが、そのほかありませんでしょうか。

(発言する者なし)

議長 (倉知敏美君) それでは、続いて、一般会計の歳出の方に入ります。

96ページから149ページ、款1.議会費、款2.総務費です。

ありませんですか。

(挙手する者あり)

議長 (倉知敏美君) 土田議員。

9番 (土田 進君) 101ページ、退職手当組合負担金、町長277万9,056円、副町長189万240円。給料は副町長の方が多いの、なぜ退職手当組合負担金は町長の方が多いのか、お教えてください。

107ページ、C O P 10啓発事業委託料94万2,607円、当初予算の説明では、ダッシュマンのイベントへの参加と五条川自然塾を協賛事業として行うという予定でしたが、そのようでしたか、お聞きします。

続いて、東北地方太平洋沖地震被災地義援金300万円の金額を決めた根拠とありますが、なぜ300万円にしたのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして、今度は総務関係の情報処理システム全般にわたってお聞きをしたいと思いますけど、多岐にわたっておりますので、抜粋でちょっとお聞きをいたします。

101ページの例規システムデータ作成委託料281万3,580円と、また使用料、例規システム126万円、これ毎年出てきますが、どういうことでこれを支払っているのか、お聞きしたいと思います。

それから、今度はいろんなところに保守点検委託料というのが出てきますけど、例えば109ページ、人事給与システム保守点検委託料53万618円、そして財政事務事業の方で財務会計システム保守点検委託料193万7,964円、115ページの庁内L A Nシステム運用事業、保守点検委託料367万7,373円、同じく電子計算運用事業の方で保守点検委託料644万1,619円、これらの保守点検委託料をざっと合計しますと1,258万7,577円になっているかと思いますが、保守点検委託料はもう少し安くないのか。また、機器をリースしているということで、リース料の中に保守点検委託料は含まれないのか、お聞きをします。

同じく117ページ、電子システム開発委託料5,492万6,000円、使用料及び賃借料2,308万6,629円、合計で7,801万2,629円、これ何のシステムなのか、またどこの業者に委託をされたのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして125ページ、広報・広聴事業、保守点検委託料、ホームページシステム78万4,980円、ウェブサーバー管理委託料102万3,645円、このほかに、ちょっと後になりますけど、民生費の中にも12万ばかりホームページの関係で含んでいるわけですが、ホームページに関する

運営費は合計で192万8,625円かと思いますが、これでよろしかったでしょうか。

それから137ページ、戸籍住民基本台帳等事業、戸籍総合システム保守点検委託料273万4,200円、戸籍総合システムソフト使用料264万6,000円、戸籍総合システム賃借料427万8,708円、機器も賃貸をしまして、そしてまたソフトを使用し、保守点検費もかかるというこのシステムは高過ぎないかどうかということをお聞きします。

以上、お尋ねします。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 土田議員から退職手当ほか数点御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず退職手当の件であります、町長、副町長それぞれ掛金の率が違います。今、申しわけありません。数字、詳しく覚えておりませんので、後ほどまたお答えいたします。

それから、C O P 10の方につきましては、事業計画どおり五条川自然塾と、それからダッシュマン、これは旧万博会場の方で行われております、10月17日。自然塾については8月8日です。自然塾につきましては75万円、それからダッシュマンにつきましては19万2,607円であります。

それから、300万円の根拠についてであります、被災地支援の義援金を計画いたしましたときに、3月議会の最終日でしたかと思えますけれど、お願いをいたしました。当時の桜まつり関係の事業を一部自粛をするという際に、おおよそ300万円ほどの事業費が出てくるということで、それを割り振っております。割り振った金額につきましては、東北3県と釜石ということで、この300万を70万円3県と釜石市90万で300万というふうで割り振りをいたしました。

それから、保守点検につきましては、給与のシステム、毎年人勧であるとか、それから給与改定があった際のシステムの改修、それから財務会計につきましては、庁内LANの中で使っております財務会計システムの保守点検等の費用であります。以上です。

議長（倉知敏美君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 101ページ、例規システムの件でございますが、13節の例規システムデータ作成委託料につきましては、条例、あるいは規則の改正があったときにデータを修正するというものであります。

それから、例規システム使用料126万円でございますが、これにつきましては、条例、あるいは規則を各自のパソコンで確認をすることができるというものでございます。

それから115ページ、116ページの保守点検の関係でございますが、保守点検につきましては、機器の保守、あるいは効率的に運用ができるようにということで、保守点検の委託を行っておりますが、安くないかというようなことでございますが、費用につきましては、業者に確

認めますと、ぎりぎりのところで保守委託をしているというようなことですので、これ以上安くないというようなことは確認をいたしております。

それから、リース料の中に保守は入っているかということでございますが、リースの中に保守は入っておりません。

それから、117ページの電子計算機器賃借料の内訳はということでございますが、これにつきましては、庁内いろいろなシステムがあるわけですが、そうしたものをすべてここで集約をして、賃借料として支払いをいたしております。ただ、各課それぞれでシステム開発をしているものがございますが、そうしたものにつきましてはこの中には含まれておりません。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 先ほどの土田議員の退職手当組合の関係の御質問であります。町長につきましては給料月額1,000分の360、副町長につきましては1,000分の220、これが毎月の掛金になっております。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 137ページの戸籍住民基本台帳事業の中の戸籍総合システム保守料、それから賃借料等のお尋ねをいただきました。3本に分けて支出をしているわけですが、まず保守点検委託料につきましては、戸籍の異動管理、証明発行システム等の更新、保守ということで、障害等があった場合のバックアップの援助、それから障害を外したときの対応とかということで保守をお願いしており、ソフト的な保守とハード的な保守、両方を含めてここで契約しております。

それから、賃借料の方ですね。戸籍総合システムソフトの264万6,000円につきましては、戸籍システムのソフトの使用料ということで、賃借料の方で別で支払いしております戸籍総合システムの427万8,708円というのはハードの方の賃借料でありまして、これは一本で契約もやってやれないことはなかったんですけども、契約上二つに分けて契約しておりまして、ソフトの賃借料とハードの方の賃借料というふうに分けてしております。合計しまして結構な金額になりますけれども、決して汎用性の高いシステムではございません。戸籍というのは、自治体等の限られたところが使っているということでございまして、開発費も当然かかりますし、ソフトの利用者が少ないということで、多少割高にはなっておりますけれども、契約に際しましては、当然事業者の方と交渉しまして、できるだけ安い金額で契約できるような交渉もしております。以上です。

議長（倉知敏美君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 土田議員から広報・広聴関係に关します保守点検委託料について御質問いただきました。私ども、ホームページに关します保守点検委託料としましては、

125ページに掲載してございますホームページシステムとウェブサーバー管理委託料という形でございます。

ホームページシステムにつきましては、各課で編集作業等ができるようにするシステムの保守料でございます。

続きまして、ウェブサーバーの管理委託料でございますけれども、こちらにつきましては、情報発信をしていくに当たっての機器の保守ということでございますけれども、ホームページのサーバーハウジングとドメイン、ドメインというのはそれぞれのコンピューター等を識別するためにつくられた名前的一种でありますけれども、その管理と、それと22年度につきましては、11月より動画サーバーの管理を追加いたしましたものですから、決算額の102万3,645円という形になっておりますので、ホームページに関します保守管理委託料としましては、その2点という形で御理解いただきたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 土田議員。

9番(土田 進君) 東北地方太平洋沖地震被災地義援金300万ですが、これ説明を受けておりましたが、近隣市町村と比較して、この金額は妥当であったのか、お聞きしたいと思います。

そして、いろいろ電算システムに関する経費、総務関係をざっと私が計算しただけでも1億5,000万ぐらいあると思っておりますけど、これの契約業者の件数、契約している業者の名前とざっとの金額がわかれば、お教え願いたいと思います。

議長(倉知敏美君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 土田議員からの御質問にお答えをいたします。

私が知る範囲では、1,000万だとか5,000万だとか、何億という義援金を出されている団体がいろいろありますが、その他団体との金額の大小を比較するのではなくて、震災が起きたときにうちのまちでうちのまちの事業を見直ししていく中で、そこから出てきた経費を少し義援金にお回しするという事で300万の設定をいたしましたので、金額の大小についてのコメントというのはするべきではないのかなというふうに感じます。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 電算の使用料、あるいは指定業者の関係なんですが、こちらの方、主な業者としては、トーテックアメニティ株式会社が一番主たる契約相手先です。というのは、基幹業務に関して、税だとか、住民基本台帳だとか、国保、そちらの基幹業務を委託しているということで、こちらが一番多いと。

あと、細かなシステムではそれぞれシステムの使い勝手に各課がそれぞれで選んでおりますので、ベンダーさんがかわる場合があります。戸籍の方についてはまた別の会社ということで、

戸籍専門の得意な分野があるということで、これらのシステムを導入するときには、プロポーザル、あるいは見積もり入札等をしながら業者選定をします。一度業者選定をしますと、あとどうしても随意契約になってきます。というのは、データののせかえにかなりかかります。今回も、たまたま会社はトーテックアメニティと同じ会社で選定させていただきましたけれども、システムを変える場合にデータののせかえの部分が億単位になります。今回もかなりの額でのせかえております。それを5年リースが切れたからといって新しい業者にのせかえるとまたコストがかかるということで、どうしても一度決めると、そこに限定されると。

あと、保守関係ですけれども、予算を今それぞれ説明させていただきましたけれども、まずシステムの使用料とハード、機械の使用料が大体使用料として区分されます。次に保守ですが、保守の方も、ソフトウェアの保守点検とハードウェアの保守点検と大体2口に分かれます。だから、大きく分けると4口なんですけど、さらに委託料の中では、運用支援ということで、システムが複雑なものになりますと、その支援ということで委託料が入る場合もあります。これらの契約の形態というのは、常にこの四つがきちっと区分されて契約するわけではなくて、保守とソフトウェアの保守がまざった形の契約形態もあります。ですから、ベンダーさん、あるいはシステムによって契約の形態はさまざまになってきていますので、若干わかりにくいかと思えます。

ハードの保守、確かにかなり金がかかるということです。ですから、基幹業務のハードの保守とLANの保守、LANシステムのハードの保守ですね。これら、いわゆる業務が1日、あるいは2日停滞した場合に影響が大きいものは機器の保守点検委託をしております。というのは、業者の対応が直ちにきてくれる、あるいは代替の機械を直ちに持ってくるということで、あとはすぐには窓口なんかで影響しないようなハードについては、スポット保守で壊れたら修理すると。二、三日かかるかもしれんし、1週間かかるかもしれんけれども、そのぐらいは我慢できるだろうという機器に関しては、実際大口の場合は保守委託はしておりません。その辺の使い分けはしてコスト削減に努力していますが、先ほど言いましたように、一たん業者が決まると、どうしても見積もりで随契になっていくということで、それが高いか安いかわかりませんが、非常に苦慮しているところですが、近隣の状況と比較しながら、業者と常に折衝はしておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 土田議員。

9番(土田 進君) ただいま説明をしていただきましたので、何となくわかりましたけど、契約業者も限られているということでありますし、項目がいろいろになっていまして、実際金額が妥当かどうかということは一般に本当にわかりにくい分野だと思えます。特に私などは正

直言ってよくわかりません。経費を節約する意味でも、できるだけ随意契約ではなくて、一般競争入札をできたら導入できないかなと思うわけですけど、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 最近のシステムは、いわゆる業者が、システムを入れた場合に、昔ですと、特定メーカーのシステムを入れると特定メーカーの機械しかだめだということですが、今はそういうことを避けるためにウェブシステムという、今回大口が採用しているのもウェブシステムというものです。ですから、端末の機械はどこメーカーでもいいわけですから、そうしたものは本当に入札、あるいはスペックだけを指定して、入札なり見積もりなりをとって、実際にそのように買っております。庁内LANのシステムをつくるときでも、システムを構築するときにメーカー指定をしておりません。ある程度どこメーカーでもいいですよ。外国のやつでもいいですよ。役所の場合、一般的に国内メーカーを指定する場合は従前は多かったんですが、大口の場合はそれも取っ払いまして、スペックさえ合致すればいいよという形で調達はしております。

ですから、今後とも可能な範囲で、そのような調達方法で実施して、コスト削減に努めたいと思っていますので、お願いいたします。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 2の1の1の13ですけど、そこに決算書ですと102ページ、103ページになるわけですが、宿日直業務委託というのがあります。帳票を閲覧させていただいたんですけども、日直と宿直というのに分かれているんですね。日直というのは、土曜日、日曜日及び祝日、それから宿直というのは、毎日夜ですね。それとは別に年末年始の宿日直というのがあるようなんですけども、宿直と日直なんですけども、これを1回やると5,500円という業務委託になっているんですけども、例えば宿直の場合ですと、勤務時間は午後5時15分から午前8時30分まで、長い勤務時間なんですけども、15時間以上にわたるんですけども、5,500円という賃金なんです。今、最低賃金は幾らですか。740円くらいじゃないかなあというふうに私思うんですけども、とてもこの金額には足りない金額になっていくというふうに思われますが、こういうことでよろしいんでございましょうか。

それから、さっきもCOP10の関係で五条川自然塾、これは次の106ページ、107ページになるわけですが、五条川自然塾開催委託料として75万円、全体の事業費としては88万円の事業としてやっておられるということなんですけども、町からの委託料は75万円。要するに参加料、それから企業からの共催金、こうしたものをお取りになって、事業全体としては88万円ということ

になっております。

それから、同じくダッシュマンショー、これもCOP10の関係ですけれども、これは10月17日に行われたと。さっきおっしゃられたとおりでございます。これが予算としては26万2,500円で、実際にかかったのは19万2,607円ということで、帳票も見せていただいたわけでありませぬ。

ダッシュマンショーについてもそうですし、それから五条川自然塾についてもそうなんですけれども、どちらも概算払いというやり方がされているんですね。概算払いというのはどういうことかということ、これから幾らかかるかわからんけれども、予算としてこれだけの予算があるから、とりあえずそれをお渡ししますと。まずそれでやってちょうだいよと。後から精算をしますよというのが概算払いのやり方だというふうに私は思っておるわけなんですけれども、ダッシュマンショーについては精算表に説明がありまして、決算書もついて、本当に親切についていたわけなんですけれども、19万2,607円。出演料とかということも支出されておったんですけれども、ちょっとそれはびっくりしたんですけれども、6万9,893円戻し入れたことに、精算してやられております。

ところが、五条川自然塾の開催委託については、概算払いをしました。あと精算表もちゃんとついているんですけれども、その精算表に書いてあることは、ゼロと書いてある。精算額はゼロ。要するに足りなかったのか、余ったのか、どういうふうなのかという説明も一切ないんですよ、その精算表には。これは一体どういうふうな事業がやられたのかというのは、支払い調書を見るだけでは実はさっぱりわからなかったものなんです。私はこれは、結局精算するということは、精算表を頼りにして支払いをするのか、どうするのかということ判断するわけですので、そこで一定の理由がないことには精算ができんと思うんですけれども、そういう理由も何も書いてなくて、戻し入れ額、支払い額、どっちになるのかわかりませんが、とにかくゼロということになっておるわけなんですけれども、こういうことで本当にいいのかなあというのを私は思ったんですけれども、そこら辺はどういうふうなんでしょうか。精算の結果はどうなったのか、ここら辺のことについてもお教えいただきたいと思っております。

それから、2の1の3の13、職員管理費になるわけなんですけれども、職員の健康診断の委託料が実はあるんですけれども、たしかこの年はがん検診等々をオプションにして、職員の皆さん方から有料でお金を取るようなふうにしたか変えられたと思うんですけれども、私の知る限りでは、職員の方の中で、現職でがんで亡くなられた方は何人か、私もこの16年ぐらいの間で記憶をしているわけなんですけれども、そんなオプションにして有料化していいのかということについては本当に思ったわけなんですけれども、昨年の職員健康診断のがん検診など、有料化しての受診率は一体どんなもんだったのか、ぜひお教えいただきたいというふうに思います。

それから、2の1の4の14というのがあるんですけど、同じページなんです。インターネットバンキングというのがあるんですけども、インターネットバンキングというのとは一体どういうもので、ちょっとここら辺の御説明をいただきたいというふうに思います。

それから2の1の6の14、これは公用車管理事業になりますけれども、114ページ、115ページになるかと思いますが、自動車の賃借料なんですけれども、これも帳票の閲覧をしたわけです。尾張小牧301た2724というハイエースの車があるんですけども、請求書を見ますと、トヨタレンタリースからの請求書なんですけど、平成22年4月分ということで、請求書は平成22年5月1日に発行されておりますが、このときのトヨタレンタリースの請求書は支払い回数が60分の55というふうに実はなっておりました。ところが、町の明細書というのがその裏側についてまして、平成18年4月1日から平成22年10月10日までの54ヵ月間がどうもリース期間のようなんですけども、そうすると、60という分母というのは一体どういうことなのかということになるんです。これはおかしいなあとあって、今度は請求書の方をくっていきました。平成22年の10月1日付の請求書にはトヨタレンタリースから出された請求書は60分の60ということになっているんです。私の見間違いかもしれませんが、町の方の明細には54ヵ月というふうにあって、だけど、請求書は60分の60で最後終わっているんですけども、最初の半年間か何かは無料で使えるような期間があったのか、何なんでしょうかね。ちょっと私、よくわからんもんですから、ぜひ伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど来、電気計算機の委託先というのが出てくるわけですけども、2の1の7の14、電子計算費というやつやね。114ページから117ページにかけてあるわけですけども、ここに出てくる電子計算費の中の電子計算機の委託先のほとんどは、さっきのお話にも出てきたトーテックアメニティという会社の委託料がほとんどでした。ここの関連するページだけで七つ委託が実はあることがわかりました。年間の委託料は354万5,640円に多分なるんだろうというふうに思いますが、全部別々の契約になってまして、例えばまとめて契約したらもっと安くなるんじゃないかとか、あと、一個一個に毎月毎月振り込んでいくんですよ。だから、すごい数ですよ。7掛ける12ですから、84回振り込むわけです、相手先に。振込手数料だけでも莫大な金額になるんです。それが、例えばまとめて振り込めば12回で済むわけですけども、振込手数料もばかにならないことじゃないかなあというふうに思うんですけども、そういうまとめ方といいますか、そういうことってできないんですかね。予算上は確かにそれぞれ出さなくちゃいけないのかもしれませんが、しかし、同じ費目の中でそれだけたくさん分かれている。健康管理システムだとか、ページプリンター保守だとか、住基台帳、庁内LANシステム、グループウェア機器保守点検だとか、システム機器保守、G-C O A S、よくわからんね、これ。何のことか、さっぱりわからんんですけど、ネットワーク支援だとか、いろんな

ことが書いてあるんですが、まとめれば、それこそ今の振込手数料だって、安くなるのになあなんてというふうには思うんですけども、そういうことも考えてみえないのかどうか、ぜひ伺いをしておきたいというふうに思います。

多分さっき質問したインターネットバンキングというやつにも、多分関連してくるんじゃないかなあというふうに思うんですけどね、今の話は。

それから2の1の7の13、そのままですね。ここの関係だったと思うんですが、国税連携サービス導入委託というのがあるんですけども、株式会社TKCというところと業務委託しています。それから電子申告サービス導入、これも株式会社TKCというところ。これは税金の方か。徴税費のところから出てくるのか。私、ちょっと忘れちゃったんですけども、こういうのがあるんですが、これは一体どういうものなんでしょうか。電子申告サービスというと、国税庁がそういうシステムを起こして、それを実際にただでやるから、これでやってくれというのが私は普通だと思うんですけども、国の税金を払うために、何でわざわざこういうシステムを買わされて、電子申告化しなくちゃいけないのかというのは、私はよくわからないんですけども、このシステムを導入するプラスアルファ、利用料もかかるんですよ。国税連携サービス導入委託の利用料は1ヵ月3万1,500円。電子申告サービス導入する。これも利用料3万8,850円かかっている。こんなことというのは、僕、理解がちょっとできないんですけども、こんなことは国税が払ってもらって、それぞれやってもらうような仕事じゃないかというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

それから、117ページのところに、あいち電子自治体推進協議会というのがありまして、529万3,350円。毎年、私、聞くわけですけども、これの実績をぜひまた伺いしておきます。

それから、2の1の8のところですけども、ここに防犯対策というのが出てくるものから、ここのどこになるのかわかりませんが、防犯灯は全町で今何基あるのかというのをお尋ねしておきます。22年度は何基、防犯灯はふえたんでしょうか。

それから、各区設置の防犯灯の維持管理費や設置費は、全額町が負担しているのかどうか。この点についても伺いしておきます。

続いて、2の1の9に関連します。これは交通安全対策費になります。この件については、実は去年、私たち、町政アンケートというのをやったんですけども、つい最近、また町政アンケートがうちへ届きまして、こういう意見だった。道路を見ると、白線が本当にあちこち消えかかっていると。これは何とかすべきじゃないか。それから、道路がでこぼこでひどいと。お年寄りの人からすれば、本当にそういうものは危ないと。ぜひ何とかしてほしいと。場所はここということはないんですけども、そういう声がつい最近も実はありました。これは前からあるわけですけども、ぜひ思い切ってこうした声にこたえるべく予算化すべきではな

いでしょうかと私は思うんですけれども、いかがですか。

それから、大栄橋、この間ちょっとある女性の方から声があったんですけれども、大栄橋というのは、青山製作所の五条川工場の前あたりの橋のことを大栄橋というんですけれども、あそこの交差点って直角に交差していないんですよ。道が本当に直角な交錯じゃないということと、なおかつ道路が川を越えるといいますか、川を越えるために道路がかまぼこ状になっていまして、非常に道路の先が見えにくい、そういうところなんですけれども、そこでこの方ははねられまして3ヵ月入院しておられました。今もリハビリに努めておられるようなんですけれども、信号が変わってからでしょうね。車が飛び込んで来てはねられた。そういうことがあるわけなんですけれども、ここは本当に非常に危険だから、ぜひ何らかの対策をとってほしいと、そういう声も今寄せられているところなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから2の1の11、これは地域振興費になるわけなんですけれども、私、巡回バスのことをお尋ねしておきたいんですが、江南厚生病院への巡回バスを回してほしい。こういう声は、私の地元の余野だけではなくて、下小口の人からも、また南の方の豊田や大屋敷、秋田、そういったところの方々からも声を伺っているところであります。これは全町的な声になっているというふうに私は思うんですけれども、町の方はいかような御認識なんでしょうか。ぜひお伺いしておきます。

同じく、地域振興費の中で、男女共同参画社会というのがその中で取り組まれております。私がいつも不思議なのは、なぜ役場の中で部長級の女性がないのか。これは本当に不思議でしょうがないんです。出産を理由に休職すると、昇給がおくれたり、出世がおくれたりしているというのが実情じゃないかなあというふうに思うんです。これは、男女差別以外の何物でもないというふうに私は思います、そうしたことを理由にして出世がおくれてくるということは。

決算の主要施策の成果報告書にもありますけれども、一人ひとりが尊重される社会にしなければならぬということを、主要施策の成果報告書の中の男女共同参画社会の部分で、実は言っているんですよ。自分たちで言っておきながら、なかなか一人ひとりが尊重される社会というのを、自分たちの身近な社会の中で作り出していないというのが私は問題だと。まず身近なところから、皆さん、やられませんか。直ちにそうしたところを見直して、実現していくべきだと思うんです。なかなか目に見える変化がないとかということも書かれていますけれども、部長級の女性が出てこりゃ目に見える変化ですよ、ここの中で。物すごく目に見える変化だと思うんですけれども、そうしたことが私は必要なんじゃないかなというふうに思います。

それから、選挙もまだいいんですよ。大丈夫ですね。2の4の2のところへ行きますと、選挙になるわけですけど、ちょっと飛びますけど。開票時間の短縮というのが、選挙事務の

非常に大きな命題になるわけでありませけれども、皆さん方の頑張りは十分私も承知しているわけですけれども、町の職員だけでどうしても選挙の開票事務というのはやらないかのかというところなんですよね。自治体によっては、その間アルバイトというのか、臨時職員を雇って、開票事務をやっているところもあるわけですよね。そういった手だてもとりながら、開票時間の短縮というのを考えるべきじゃないかなということが一つと、あと、開票にかかる、例えば職員の残業時間でこれを計算するのか、それとも臨時職員で計算するのかといえ、多分臨時職員の方が安いんじゃないかなあというふうに私は思うんですけれども、そうすると、その分たくさんの人を雇って開票事務に当たれるわけだから、その方が時間の短縮というのが出てくる可能性があるんじゃないでしょうかね。全員を臨時職員でやれとか、そういうことを言っているわけじゃないですよ。一定の部分についてね。私はそういうことも検討されてはどうかと思います、いかがでしょうか。以上です。

議長（倉知敏美君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） まず最初に、宿日直業務の委託料についてであります、宿日直業務につきましては、毎年委託契約を締結いたしまして、宿日直につきましては、それぞれ1日5,500円、ただし年末年始につきましては6,600円、あるいは7,700円というふうにいたしております。特に宿日業務につきましては、拘束時間が15時間と長いわけでありませ、この単価をどういうふうに考えていくとよいのかということは、難しいところがあるわけでありませ、契約に当たりましては、コミュニティーワークセンターから見積もりを徴収し、締結をいたしております。また、近隣の状況も参考としておりませ、比較をいたしますと、近隣とほぼ同額になっております。こうしたことで委託をしているということでございませ。

それから、自動車賃借料の関係であります、ハイエースワゴンでありますけど、この車につきましては、当初、平成17年10月の11日からリースを開始いたしております、年度の途中ということで、当初の契約につきましては、17年10月から18年の3月までの6ヵ月間の契約となっております、覚書で60ヵ月のリース期間とするということでございませ。その後、長期継続契約で平成18年の4月から22年の10月まで54ヵ月間の契約をいたしております、この車の全体の契約期間といたしましては、60ヵ月というリース車両となっております。このため、町の資料としましては、新しい方の54ヵ月の資料が添付されておりました、またリース会社からの請求につきましては、60分の55、あるいは60分の60という表示になっておりました、わかりづらいところがあったかもしませ、こういうことでございませるので、よろしく願いをいたします。

それから、電子計算機器の賃借料に関してであります、電算システムにつきましては、それぞれの目的に応じてシステムが開発され、運用がなされておりましたが、こうしたシステムが

正常に稼働するように、また故障時には迅速に対応ができるようにということで、保守契約を締結し、保守委託を行っているということでございます。

契約の内容につきましては、それぞれのシステムにより異なっておりまして、これらを一つにまとめて契約をするということになりますと、複雑な契約内容になってまいります。仮に契約を一つにまとめたとしても、それぞれのシステムが異なっておるわけでありまして、経費的には合算されるというようなことはなく、経費面では変わらないということでありまして、事務的には契約件数がふえてまいります。システムごとの契約を締結してまいりたいというふうに考えております。

それから、117ページの電子自治体推進協議会の実績ということでございますが、これにつきましては、負担金といたしまして、全団体向け事業と特定団体向け事業の二つがございまして、全団体向け事業の中で、まず電子申請に関しましては負担金が134万8,000円、L G W A N 運用経費といたしまして47万4,000円、共同セキュリティー監査といたしまして9万1,350円、以上が全体向け事業の負担金であります。

それから、特定団体向け事業といたしまして、施設予約システムが164万9,000円、電子調達で入札等を執行するシステムがございまして、これが95万6,000円、電子調達の物品の方で77万5,000円、これだけが特定団体向け事業の負担金であります。

それから、選挙の関係でございますが、選挙の開票事務につきましては、毎回時間を短くできないかということで検討しながら行っております。特に手のあいている事務職員がいないよというということで、全体を見ながら進めておるところでございますが、結果といたしましては、どの選挙もほぼ同じぐらいの時間、あるいは若干短くなっている選挙もございまして。この理由といたしましては、開票立会人のところで票がたまったりとか、あるいは疑問票が多かったりするということもございまして、一概に言えないところがありますが、こういった理由も加味されるのではないかなというふうに思っております。しかし、今後におきましても、時間短縮に心がけてまいりたいというふうに思っております。

それから、町の職員以外でというようなことでございますが、町の職員は今まで数多くの選挙を行ってきておりますので、その要領が十分わかっているということで、町の職員で対応をしてきているということでございます。

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 今、行政課長が答えました中の電算の使用料の一部について、税務課の方からお答えをさせていただきます。

国税連携サービスの導入委託、それから電子申告サービスの導入委託もあるけれども、国がやることに對して、町がお金を支払ってやるというのはおかしいんじゃないかという御質問の

趣旨だったかと思えます。実は、今、大分普及はしております。各個人がネットを使った e - T a x、電子で申請をするというのがあるんですけれども、国税、それから県税、それから市町村をつないだ e L T A Xというのが連携としてございます。従来ですと、手書きの申告書の 2 枚目を、時期が過ぎますと、税務署の方にうちの職員が出向いて、はがして持ってきて、それを町民税の申告に使うというようなことなんですけれども、この e L T A X、皆がつながっているという状態ですと、今現在は、ことしから始まっていますけれども、はがしに行く必要がなく、ネットを通じて給報なども送られてくるという代物でございます。そのために委託料を払って、使用をしているというのがこれでございます。ちなみに国税連携サービスの導入委託については7,400件ほど、それから電子申告サービスについては、今言った給報とか、償却などのデータのやりとりができるということで、町としてもパンチ入力に極めて減るというようなメリットがございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田議員の御質問に私の方からは、概算払い、健康診断、インターネットバンキング、それから男女共同参画の中での本町の職員の関係、この4点についてお答えをさせていただきます。

まず概算払いにつきましては、本町、いろいろな団体と協働という形で、業者さんではない方々と事業を行っておりますので、できるだけ御負担がないように、事前にその資金を契約に基づいてお支払いをするということで概算払いをとっております。ですから、委託料に精算があるということはひょっとすると違和感があるかもしれませんが、そういった事情であります。

その中で、今回、C O P 10の件に関しましては、五条川自然塾は毎年環境の方で行ってありましたものを、C O P 10の年ということで、こちらにのせかえて委託の対象としております。こちらにつきましては、先ほど吉田議員の御質問にありました事業計画で88万円ほどあったんですけれども、実際のかかった経費は79万円ほどということで報告がなされております。これにつきましては、委託料の75万を超えた中で、あと参加者の負担金であるとか、それから企業の方の協賛であるとかという経費で賄われておりますので、残りについては事業の方で繰り越しをいただくということで、ゼロ精算としております。

それから、ダッシュマンの事業につきましては、これはC O P 10の事業の中で行っておりますので、単年度事業ということでしたので、そのかかった経費と委託料との精算の中で、先ほど議員御指摘の金額をお戻しいただいたということでもあります。

あと、議員御指摘の支出調書への添付書類の件につきましては、今回のC O P 10のみならず、他課の委託事業の中でもそういったゼロ精算というものがありますので、その添付書類の件に

関しましては、一度財政と会計の方と協議いたしまして、来年度以降、23年度分もありますけれど、より書類として整った形になっていくように検討したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

それから、健康診断につきましては、いつからかということは承知しておらんですが、近隣自治体と本町と比較をしまして、近隣自治体はがん関係の検診についてはオプションということで、同じオプションの扱いなんですけれど、すべて自己負担。本町の場合はすべて公費負担ということで行ってきておりました。ただ、年々その経費がどんどん膨らんでいくということと、それから無料だから受けたいというようなことがありまして、職員の健康管理というのは非常に大事だというふうに認識はしておるんですが、検診の費用、21年度ですと230万ほどのうちのオプションの費用が86万円ほど、約4割弱ほどオプションの費用がかかるようになってしまいましたので、近隣自治体に合わせる方がいいというふうには思っておりませんけれど、申しわけありませんけれど一たん御負担をいただいて、その中で見直しをかけていきたいということで、22年度オプションについては自己負担をしていただきました。

実績につきましては、それぞれの検診がありますので、延べでいきますと、21年度は324名、オプションを受けた方ですね。それが平成22年度は67名ということで、約8割減になっております。これにつきましても、先ほどお話をした、もうお金が要るんならやめておくというのが現実の声でありました。ただ、議員御指摘のように、職員の中にそういった事例もありましたし、各個人が健康管理に気をつけながら、組織としてどうしていったらいいのかということを考えながら進めたいと思っております。平成23年度につきましては、今まで互助会の方の補助金を一たん廃止をしましたけれども、23年度は予算を上程させていただきました。健康管理に少し公費を充てていくということで今事業を進めております。今後、この動向を見ながら、さらにほかの職員、臨時職員さん等にどういった形で、健康管理に公費を使いながら組織としてかかわっていくかということを考えていきたいというふうに考えております。

それから、インターネットバンキングにつきましては、これは会計室の方で利用しておりますインターネットを使った指定金さんとお金のやりとりの手法なんですけれど、できるだけ手作業を減らしていくということで、ちょっと詳しいことはわかりませんが、個人であれば、今、登録して無料で使えますけれども、企業、行政の場合は取り扱い件数が非常に多いことから、一部使用料をお支払いしているというのが現実であります。

それから、男女共同参画につきましては、私の方からお答えするのは少し趣旨が違ってしまうかもしれませんが、職員のことということでお答えをさせていただきます。

まず吉田議員さんからの御質問の中にありました昇給がおくれるという点に関しては、産休・育休期間中、復職されたときに、その期間働いていた状況に換算をして、復職したときに

昇給をいたしますので、休んでいた期間、昇給が一たんとまっておるんですけれど、もとに戻りますので、昇給がおくれるということはございません。

それから、昇格に関しては、ここ2年、いろいろ検討の中で人事管理の仕組みをつくってきまして、今、目標管理、管理職と、それから担当職員が今年度どういった仕事をしていくかという目標を定めて、面談をしながらやっていくという仕組みと、それから点数評価をするという二つのものから成っておりますけれど、その仕組みの中で、今後昇格をしていただいて、こういった仕事をしていただきたいとか、それから、今、若干経験年数からいくと昇格がおくれられている方については、どうしておかれているのかということ人事の方から上司の方にお話をしながら、また上司から職員の方に面談でお話をさせていただきながら、憶測でおかれているとか、何かしらで進んでいるということではなくて、組織と職員がある程度合意をしながら進めていく形でやれたらなということで今進めておりますので、若干そのあたりの取り組みをしているということはありません。

それから、やはり目に見えた成果をとということであるんですけれど、じゃあ新年度になったら、いきなり部長だとか、いきなり課長だというわけにはいきませんので、やはり人材を育てていく、仕事をしていただくということで、組織として計画的に、ある面平等に仕事をしていただきながら評価をしていくということがありますので、若干目に見えた成果をとというお話ではありますけれど、時間はかかるかなというふうに考えております。ただ、できるだけそういった形で、男女間に仕事の場を同じように提供させていただいたり、それから、中には親族とか、いろんな形がありますけど、そういった形で不利益がないような形で配慮はしていきたいと思っておりますし、これからもしていきますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 防犯灯についての御質問をいただきました。全町で何基あるかということですが、この23年の4月1日で1,917基ございます。これはお地元で管理していただいている基数であります。それから22年度、昨年度何基ふえたのかということで、33基ふえております。

それから、各区設置の防犯灯の維持管理費、設置費は全額町が負担しているかという御質問ですが、先にページを言うのを忘れましたが、121ページになってきます。行政区交付金の中に、平成19年度から防犯灯設置費補助金、また防犯灯維持管理業務交付金というものが取り込まれております。このときに、維持管理業務交付金につきましては、1基当たり2,000円補助していたものをそのまま取り込んだということで、現在、1基あたり幾らの電気料ということはちょっと把握しておりませんが、おおむね200円まで行かないかなと思いますので、

年間にしましておおむね負担されておるといふふうに考えております。

設置費につきましては、町の負担は2分の1ということで、これも行政区交付金の中で実績交付のときに報告していただいております。

それから、交通安全対策につきましては、ちょっと決算書の方ではございませんが、大栄橋の西の交差点の件でございます。当然ながら橋をかけるときには公安委員会、あるいは警察と協議がされ、かけられているものと思いますが、その後の環境の変化、あるいは交通量の変化等で、通行に支障があらわれているかもしれません。議員さん言われるような危険な箇所であり、何とか対策をとということでありますので、この件につきましては、警察の方に相談させていただき、何らかの対処をとりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 決算書123ページの交通安全対策費ということで質問をいただいたんですけど、内容的に建設農政課、道路維持管理の内容でございますので、私の方から回答させていただきます。

消えかかっている白線が多いとか、道路がへこむとかいうことでございますけれども、それについて思い切って予算化をとということでございます。思い切って予算化できればいいんですけども、町道、御存じのとおり相当の距離がございます。思い切って予算化するとほかの予算がとれないような状況になりますので、現在、一般質問でも出ておりますけれども、舗装の関係との兼ね合いもございます。白線を引いた翌年、舗装をやり直したのではいけませんので、その辺の関係を考えながら、今、舗装の計画等を考えておりますので、それに合わせて実施していきたいと思います。今回、思い切ってやれば、10年、20年以内にまた思い切り予算がかかりますので、そこを順番にやっ払いこうと計画しておるところでございます。

また、大栄橋につきましては、御存じのとおりかまぼこ状になっております。これは、この道路自体が河川敷を使わせていただいておりますので、いろんな構造的な規制がございます。その中でできておりますので、構造的な改修は無理かと思われまますので、先ほど町民安全課長から申しましたとおり、警察等と協議して、看板等で対応できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田議員からコミュニティバス運行事業について御質問をいただきました。厚生病院へのバスの乗り入れの関係でございますけれども、町内の皆様の中に、厚生病院に限らず、小牧市民病院であったり、犬山中央病院など、町外医療機関等へのニーズもたくさんあるかと思っております。こうした多様なニーズにこたえるためには、町外の鉄道やその他交通手段等の運行範囲や役割を補完し合う関係が不可欠であると考えております。

大口町単独ではなく、町域、市域にとられぬ広域交通網という観点から、関係市町とともに効率的、かつ利用者の幅広いニーズに対応できる有効な交通網の整備を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 宿日直手当は、どう考えても最低賃金に満たないような賃金になってしまいますよ。例えば15時間拘束されておって、仮に2時間休憩時間だということだとしても、時給で換算すると420円ぐらいにしかならないです。だから、そういう意味では、町が契約するにおいて、最低賃金にも満たないような金額で契約すること自体が違法行為になる可能性が非常に強いというふうに言わざるを得ない、まず。最低賃金を守らなくちゃいけんのじゃないですか、町は。守らなくていいなんていう法律はどこにあるんですか。

契約書を見ると、勤務時間とちゃんと書いてあるんですよ。午後5時15分から午前8時30分の勤務時間というふうに書いてあるんです。役場の宿直というのは、宿直というよりも、役場そのものは、要するに24時間営業でやらざるを得ないですよ。なぜかという、知らん人もおるかもしれんだけど、戸籍の受け付けなんかは24時間受け付けなくちゃいけないんですよ、実は。だから、例えば死亡届とか、夜の夜中でも火葬の受け付けとか、そういうのもやらなくちゃいけない。窓口の開いておる時間中に来てくださいという仕事ばかりじゃないんですよ、役場というところは。そういう意味で、そういう受け付けをするために宿直、それから土日、休みのときには日直という形で置いてある。さっき言われたように年末年始の宿日直、もう一つ言うと12月31日と1月1日は7,700円なんですよ。さっき6,600円までの説明はあったんですけど、もう一つ言うと7,700円という区分もあるんです。

それにしても、宿直の15時間以上に及ぶ拘束時間の中で、5,500円というのは最低賃金に満たない賃金しか払えない、そういう中身になっていますので、私はこれは違法行為と言わざるを得ない、そういう契約になっているんじゃないかなというふうに思います。これは私の私見です。そうじゃないと言うんだったら、そうじゃないと言っただけじゃ、いいわけですけども、それは私も謝りますし、間違いは間違いで正さなあかんわけですので、私が言っておることが間違いであればいいわけですけども、しかし、間違いがなければ、正していただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

例えば宿直をやるにしても、5時15分から、例えば22時までが勤務で、22時、つまり10時から、例えば5時まででは休憩時間だというような取り決めでもありゃあ別ですよ。だけど、そんなことはあり得ないですよ、24時間開いてなくちゃいけないわけですので。だから、そこら辺で勤務時間というのは、一体何時から何時までなんやというのがなかなかあやふやなんですと

いうふうな御答弁が出てきたというのは、結局そこにあるわけですね。なおかつ役場は、24時間その部門は開いてなくちゃいけない。そういうところでのお仕事ですので、非常に私は重要な部署であるというふうにも理解しているわけです。ですから、きちんとこの部分については、やっておられる方に給料を払うべきです。最低賃金以上の給料を払うべきじゃないかなというふうに思うんですが、もう一度お尋ねをしておきます。

それから、職員の健康診断ですけれども、オプション部分のがん検診などを有料化する前は324人で、有料化した途端に67人に激減したというのは本当に笑っちゃう話なのかもしれんけど、これ笑えん話ですよ、本当に。それが皆さん方の懐の実態だということも認識する必要がありますよ、本当の話。平成22年度はちょうど4月から調整手当が全額カットされた年でしょう。みんな怒っていますよ、はっきり言って。8%の給料、給料だけじゃなくて、ボーナスにも影響するんですよね、たしか。そういう意味では、部長さんクラスになると100万円以上の減収になるわけですから、財布のひもも緩むわけじゃないですか、そんなときに。そうやって給料もカットして、5,700万円だったぐらいですが、調整手当のカット分だけで。地域手当のカット分だけで5,700万円も削っておいて、さらにがん検診のオプションで銭を払えなんていうのはとんでもない話ですよ。今後、どういう形になるのかしらんですけれども、大口町は地域手当が1%もつかない地域ですので、江南市だとか、犬山市だとか、岩倉市とか、そういうところとその部分でも比較したら物すごい賃金の差が出てくるわけですよ、生涯にすれば。しかも、多分年金にも影響してくるんじゃないですか、この8%のカットというのは。物すごく大きいですよ。そういうことがあるわけですので、今後どういう形になるかしらんですけれども、職員の健康診断については、公費負担で続けるべきだと思いますし、また何人かの方が現職でがんで亡くなってみえる方がありますわね。議会事務局で御一緒させていただいた方もそのうちの一人でありましたし、そういうことを思い出しますと、ぜひ検診は受けていただく。それは本当に必要なことだと思いますので、ぜひ公費での負担をしていただきたいというふうに思います。

それから、インターネットバンキングですけど、きのう聞いたら、3万5,000件ぐらい年間利用しているんだそうですね。1ヵ月にすると3,000件。振込用紙を書く手間が大幅に省ける大変便利なシステムなんだということも、御説明をいただいたわけですが、それはそうなんですけれども、しかし、振り込みは振り込みなんですよ。振込手数料が別にかかる。そういう振込手数料がかかるようなものについて、例えば同じところへ振り込むのに、お金に色がついているわけじゃないわけですので、例えばまとめて振り込むとか、そういうことというのはできるんじゃないですか。もうちょっとそこは考える余地が、契約が一本化できんのだら、まとめて振り込むとか、微々たる金額なのかもしれんけれども、例えば1件当たり10円

かかるようなもんだったら、どの程度節約できるのかしらんけれども、しかし、そういう節約もすべきじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひそうしたことも考えてください。

それから、あいち電子自治体推進協議会の実績ということなんですけど、例えば電子申請というのが一体何件ぐらいあったんでしょうか。最近は入札等々には割と利用されているんですかね。電子入札という言葉が、大口町の中でも聞かれるようになったわけですけども、あと施設の予約システムなんていうのがあるんだそうなんですけど、大口町の施設の予約のために、インターネットで予約するような件数というのは一体どの程度あるんですか。ぜひそれもお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、防犯灯の設置費ですけども、今聞いてみると、2分の1補助だと説明があったんですけど、いつかは100%補助するようにしていたんじゃないですか。私はそういうふうに記憶していますよ。以前は3分の2補助だったですよ。3分の1は地元負担だということを言っていたんですけど、徐々に徐々に負担も上げて、全額補助にした時代があったと思うんですけども、何ゆえに2分の1補助だということになったんでしょうか。私もちょっとそれ、全然知らなかったことです。

防犯というのは、住民の安全をつかさどる部分だと思うんですけども、住民の安全というのは地方自治体の最大の仕事だと、地方自治法を習ったときにそういうふうに習ったわけですけども、であるのならば、防犯灯の設置費の負担ぐらいは、そんなもの全額町が持たっていいんじゃないですか。私はそういうふうに思うんですけども、そんな2分の1補助なんて、そんなの考えられないことじゃないですか。絶対にそんなことは到底許せんし、もともとあった防犯灯の補助よりも、なお一層後退している。地元の区に設置するための負担をふやしているというようなことでは、ちっともまちが明るくなっていきませんよ。ぜひこれについても、設置費の増額を私は求めたいと思いますけれども、そこはいかがなんでしょうか。

あと、維持費については、一括交付金化されている。これは以前から土田議員なども指摘をして、よく取り上げておられるわけですけども、私もこの防犯灯の維持費について、一括交付金化することによって、一体どの部分が防犯灯の維持管理費に当たるのか、はっきりとした明確な区分けがそれこそつかなくなる。振り込むのは、さっき言うように一括でそれこそお金を振り込んでもらってもいいんですけども、ちゃんと区分けして、これは防犯灯分なんだと。このために使ってくださいよというような形で、本当に各区に設置されている防犯灯の維持管理費が、ちゃんと町の負担金によって、維持されているのかどうなのかということをはっきりさせる必要があると思うんです。地方自治法からしても、私は当然のことだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

あと、江南厚生病院の巡回バスの件ですけども、あちこちの病院へ回してほしいというこ

とが全町的にあることは私も承知していますし、広域化というようなお話もあったわけですが、6月議会の一般質問でも私もやりましたけれども、よその自治体の様子なども最近つかんでいるわけですが、あまり乗り気でない自治体も、中にはおありになれるのかなというふうに思うわけですが、そうした自治体にはぜひ説得していただいて、やっぱり便利になるんだよというようなことも、あわせて協議していただくと非常にありがたいかなということも思います。

それから、男女共同参画の関係ですが、昇給については決しておくれではありません。復職した時点で昇給させるもんだからあれですけどということなんですけど、昇格の方ですね。私は出世という生々しい言葉で表現させていただきましたけれども、要するに出世がおくれているというのは、実態として男女間の中で何となくあるんじゃないかということだから、はっきりとは言えないというわけですが、しかし、この議場の中を見れば明らかですね、この関係というのは。ですから、やっぱり目に見える形で、これは改めていく必要があると。近い将来ですね。究極にしてもらっては困るんですね。究極というのははるかかなたのことなんです。よく原子爆弾の話になると、究極の課題ですなんていって、すぐやってくれるんかしらと思うような言葉なんですけど、実は違うんですね。はるかかなたに置きやるときに「究極」という言葉を使うんですけど、究極の課題にするんじゃなくて、やっぱり緊急の課題にさせていただく。そのことが必要であろうというふうに思いますので、さらに御努力がいただきたいと思います。男女共同参画については、ここ何年間か一定の検討はされていることですが、早いとこ目に見える変化をつけていただきたいと思います。以上です。

議長（倉知敏美君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） まず宿直業務であります。議員が言われますように、最低賃金ということもありますので、今の契約単価がどうかということにつきまして、労働基準監督署等に確認をする中で、対応してまいりたいというふうに思います。

それから、あいち電子自治体の電子申請であります。22年度におきましては、所得証明書の交付請求が1件ございました。

それから、施設予約システムについてであります。このシステムは、実際パソコン等から予約ができるシステムではなくて、パソコンで施設予約状況を確認するというシステムであります。平成17年ごろから加入をしておりましたが、平成22年度に機器のリースが切れまして、平成23年度から新たなシステムが稼働いたしております。この22年度にリース切れになるときに、各自治体に今後の加入状況について確認をしたいということで通知がございまして、内部で検討をいたしました結果、23年度以降はこのシステムは活用しないということで、今年度から利用ができないようになっているというものでございます。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田議員の御質問にお答えをいたします。

まず職員健康診断であります。先ほどもお話をいたしましたように、御本人で自覚する部分と、それから組織として、公費を使いながら行っていく部分と、やはり考えていかなければならないのかなというふうに感じます。吉田議員からの御質問の中では、非常に温かいお心遣いをいただくわけですが、一方で、私どもには公務員はという話も届くわけでありまして、さまざまな声の中で、決して職員の健康管理のことをないがしろにしているわけではありませぬので、また今後、さまざまな形で検討していきたいというふうに思っておりますので、またお時間をいただければというふうに思います。

それから、インターネットバンキングの件につきましても、これもある面、事務改善の面もあるかと思えます。それから、お金を受け取られる方がまとめて受け取ったときに、どこからどう振り込まれたかわからないと。そうすると、また何らかの書類をつくって、明細を送らなければいけないというようなことも、ひょっとすると出てくるのかなという面もありますので、できるだけ事務改善というのがわかりにくくなってはいけないというふうに思っておりますので、御意見として伺いながら、また会計の方と協議をしていきたいというふうに思います。

それから、昇格の件についても、これも先ほどお話をいたしました管理職との面談の中で、人事の方からも管理職の方に投げかけをしたり、お願いをしたり、それから管理職の方と職員の方との面談を行っていく中で、なかなか自己評価と他己評価というのはミスマッチを起こす場合が多々ありまして、そういったところをできるだけ話をしながら、詰めながら、そして、それぞれの役職を担っていただくような機会を設けて、経験をしていただく中で、昇格については考えていければなというふうに考えております。したがって、先ほどから目に見えた成果というか、形というお答えがありますけれど、やはりそれなりの職責を担っていただく機会を設けて、ある程度めどがついたところで、そういった役職についていただかないと、組織としてまた混乱することにもなるかと思っておりますので、その点については、いましばらくお時間をいただいて、その取り組みの状況を折々お話をいただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 防犯灯についての御質問をいただきました。設置費補助金が2分の1になったということでありまして。確かに以前、全額補助した時期もありました。これは平成16、17年度の2年間をかけまして、近隣並みといきますかどうか、もう少しふやそうということで、町が全額持って、お地元の方で立てていただいたという経過があります。その2年間が過ぎてからはもとに戻って、3分の2という時期がありました。現在、2分の1になって

おりますのは、行政区交付金の中に組み入れることにつきまして、そのときにほかの項目、自主防災組織、設備等の消火器とかホースとか、そういったものの補助、それから今の防犯灯、それから、特に防災、防犯、交通安全の三つのかかわりの中で精査した中で補助を2分の1にしていこうと。当初は金額を出しておったんですが、その後、改正がありまして、2分の1の割合となったものであります。ほかの防犯灯以外のところではそういった割合がなく、例えば防災訓練をやっていただく場合には、金額が幾らかかってもかからなくても、1回当たり3万円とか、あるいは小行政区で行う場合は3,000円とか、そういった定額もございます。それから防犯の講演会をやる場合は2万円とか、交通安全につきましても講演会をやっていただければ2万円というような割合のないものも含めまして、トータル的に考えて防犯灯の設置については2分の1としたものであります。この行政区交付金の改正につきましては、18年、19年当時から区長会に諮りまして、区長さん方に説明をさせていただき、そして例年のように改正をしてきたものであります。そして、現在に至ってものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） コミュニティバスの関係でございます。吉田議員の方から、関係市町村に対する働きかけをということで御示唆をいただきました。バスの関係でございますけれども、尾北地区では、大口町と犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、扶桑町で尾北地区広域交通網対策連絡協議会を組織しております。昨年度も御報告をいたしましたけれども、本年度も私も、その協議会の方に対しまして、現在名鉄により運行されております江南駅、布袋駅経由で江南厚生病院へ入っています路線の柏森駅への延長ということを私どもの要望として提出をさせていただいておるところであります。

議員御指摘のとおり、関係市町において温度差があるというのは事実であるかと思っております。ただ、そうした中でありますけれども、やはり行政としてやれること、こういう協議会の要望等は小まめに続けてまいりたいと思っております。また、場合によっては議会の方のお力添えをもいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 防犯灯の話だけにしておきたいというふうに思いますけれども、結局一括交付金化することによって、補助金そのものが削られていくという実態が、かいま見れたのじゃないかなというふうに私は思っているんです。結局どの部分はどれだけというのが、表面上見えにくくなっていく。一括交付金化されることによって、自由に使えますよということと言われるわけですがけれども、しかし、その自由度というのは、たくさん交付金があれば自由度

は高まるわけですがけれども、たくさん来ない中では、その自由度というのは制約されるのは当然のことだというふうに思うんです。例えば今までにいただいておった補助金、それから交付金等々の合計が2倍になったというんだったら、それはどういうふうでも使えますわという話になるんでしょうけど、しかし、それが同等か、もしくは同等以下のような状況になれば、それは削られたとしか私としても言いようがないというふうに思います。

殊に防犯灯ですがけれども、このような震災等々もあったわけですがけれども、例えば、夜、そうした災害があった場合、明かりを照らしてくれるようなものが、本当に必要不可欠なものだというふうに言えると思うんですよね。だから、防犯対策だけじゃなくて、災害対策としても、防犯灯というものが、非常に有効な手段になっていくのではないかなあということを感じるんです。例えば、夜に避難所へ避難しなければならないような状況に置かれるようなこともあるわけですよね。ですから、そういう意味では、もっともっとまちを明るくしていかなければならないというふうに思います。平成16年、17年だったか、区からも要望をいただいて、あのとき100基とか、かなりの数ふやした。1基当たりの住民の数は何人ですというような指標みたいなやつもその当時いただいたような記憶もあるんです。それで、よその市町との比較だとか、そういうのもいただいた記憶はあるわけですがけれども、しかし、それだけでは比較ができない面というのは、それこそさっきの話じゃないけどあるわけですよね。面積だとか、それから人が住んでいないような地域が、大口町の場合は農地などが連綿と続いているわけですので、そういう地域を歩いていたり、自転車で行ったりする場合、そういうところは果たして安全なのかどうかとか、いろんな面を考える必要があるというふうに思います。

それから、今の蛍光灯式の防犯灯が大口町ではまだまだ主流ですよね。ダイダイ色のナトリウム灯のやつも、多分区境のところ町が設置しているようなのがナトリウム灯のような色、ダイダイ色をしているようなやつがそれに当たるとは思うんですがけれども、しかし、まだまだ防犯灯そのものは少ない、そう言わざるを得ない状況があります。私の家の前でも街路灯があるんですけど、9時半になるとちゃんと消えちゃうんです。せっかく明るい歩道が実は夜の夜中になると真っ暗になってしまって、もし何かがあった場合は本当に暗やみの中を逃げなければならないような状況になるわけです。街路灯の球が高いのか、球が1個5,000円ぐらいするから、それを長もちさせるために、途中で切らせてくださいなんていう話もあったように私は記憶しているんですが、だったら、そういうところを切るかわりに、別に防犯灯を設置しないと、実は真夜中は真っ暗というような状況に現実になるわけですよね。それは大口柏森線なんかでも似たようなことが言えるんじゃないかというふうに思うんですわ。

時間帯によっては、朝の5時ぐらいになるとまたつくんですよね、今、復活して。言うと、またついたり、夜中はというと大抵真っ暗ですので、そういう状況というのは放置していくべ

きではない、私はそういうふうに思います。もっともっと防犯灯をふやす。そのためにも、設置費の2分の1の補助というのは、非常に酷なやり方ではないかなということ指摘せざるを得ない。私はそういうふうに思います。

平成22年も33基しか設置しなかったということでもありますので、本当に基数も少なくなっているような気がします。

さっきの健康診断のがん検診じゃないけれども、自己負担をふやすとその分減るといような、そういう状況に陥っているんじゃないかなというふうに思います。ぜひ設置費に対する町の負担を100%の負担に戻していただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。防犯面だけでなく、防災面のこともぜひ考慮していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） いろいろとお話を聞かせていただきました。いろいろ中でありますように、防犯と、それから街灯では若干趣旨が違いまして、今お話しありました街灯等につきましては道路上の話でありましたし、前にお話のありましたように、近くの方が明るいと言寝れないというような苦情があって、時間帯を設けてやっているという話であります。

それから、お話のありました33基につきましては、町の方が独自で行政区境につきまして、新規にLEDを設置したというようなお話でございまして、これにつきましては、よく言われますように、今お話もありましたように行政区境につきましては、田んぼ、畑等がありまして、なかなか暗いというようなことで、両方の各行政区の方から設置するのは難しいというようなお話もございまして、行政が主導になってやったという話でございまして。

それから、ナトリウム灯につきましては、一つについては、おおむね桃花台等でやっているわけですが、これにつきましては、高校生は対象になるかと思っておりますけれども、通学的なところでお話をさせていただきまして、これは防犯の方でやっております。

それから、防災につきまして、どこまでという話になるかもわかりませんが、最終的には、今お話ししておる事業を進めておりますけれども、やはり自主防災等の関係で、ある程度のことにつきましては地域の方で御尽力賜りたいかなと。それにつきまして、町の方が支援していくという形式の中で、対応していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、ある程度の段階は、先ほどお話しありましたように、16、17年度で設置は終わっていると。そして、新しく開発等ができていっている部分について、必要であれば設置していくということでもありますので、各行政区の方が、毎年10基も20基もつくりたいかなというような話とはまた違うと思っております。そういった中で、ふえてくるという話になれば、またそれは検討していかないかなかなあとは思いますけれども、今の段階でいくなれば、そういっ

た中で活用がされればなあというふうには思っております。以上です。

議長（倉知敏美君） 会議の途中ですが、15時20分まで休憩といたします。

（午後 3時10分）

議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時20分）

議長（倉知敏美君） 皆様にもう一度お願い申し上げておきます。質疑、答弁とももうちょっと簡潔明瞭にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議会費、総務費の質疑の続きですが、ほかにありませんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 1点だけお尋ねをいたします。

決算書の119ページのまちづくりを考える会で予算が出ておりますが、まちづくりを考える会の中に女性が一人も入ってなくて、前にもどうして女性が一人もここにかかわっていないのかということで、もう決まった後で名簿が出ておりましたので、別枠で女性をこの中に入れてほしいという提案をさせていただきましたが、検討したいというか、検討するか、どちらかでしたけれども、御返事をいただきましたけれども、最後まで男性だけの委員会で終わりました。地区懇談会が各地区でございましたが、そのときに、やはり終わった後の女性の方からの第一声が、どうして女性がここに入っていないのかとおっしゃいました。私もそういう提案はさせていただいたんですけれども、残念なことに、このままで進められているという話をしましたけれども、先ほどもございましたが、男女共同参画に対して、女性をどこかの形で参加させていかなければいけないということが国からも通達が来ながら、農業委員会でもやっと1人女性が入ったという状況でございますが、担当とされては、どのように認識をされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） まちづくりを考える会の委員さんにつきましては、当初21年の11月から発足ということで、その前の夏ごろと思いますが、区長会に声かけさせていただき、原則として現職の区長さん、そしてもう1名、区の方から推薦をいただきたいと。11区で22名、そして学校のかかわりがありまして、下小口地区から4名お願いしたいというようなことを区長会でお願いしました。そして出てきたのが男性ばかりであったと。ほとんどの区からはOBといいますが、区長さんを経験された方が、多かったという結果となりました。

その後、委員会でしたか、全員協議会でしたか、議員の皆さんにまちづくりを考える会の委員さんの名簿をお示しし、発足して、これから進めていくというようなことを申し上げたときに、柘植議員さんから、女性が入ってないではないかというような御意見、確かにございました。といっても、その24名で発足したということで進めてまいりました。進めていく中で住民の参加していただく場面もございます。セミナーをやった後に地域の方とグループワークをやったり、あるいはフォーラムをやったときには、NPOの方と協働でやっていこう。そして、どういったフォーラムをつくっていこうというような協議をやってまいりました。そういった中に、女性の方もお見えになりました。ことしの夏に行いましたセミナーにつきましても、グループワークといいますが、そのときに女性の方もお見えになりました。そういった形での参加しかお願いできなかったことは、申しわけなかったと思います。

今後なんですが、めどとしておりますのは、11月に提案書を提出したいと。その後、仮称のまちづくり委員会の設立に向けて、準備委員会をつくっていきたいと思っておりますので、そういった中にも地域から、あるいはNPO等から女性の方が参加していただければと思いますので、そのように声かけをしてまいります。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) そういう意見を求めるというところには入っていらっしまったかもしれませんが、いろんな決定をする、基本を決めていく段階の中での委員会という中では、しっかりとやっぱり女性を登用していく必要があるのではないかというふうに思います。

犬山市では、自治会長さんも女性がやられているということでありますし、前にもお話ししたかもしれませんが、PTAの会長さんも、大きな市では当然女性の方もやられております。しかしながら、まだ大口町では、そうした意識づくりがされていないというのが現状だと思います。なので、やはり地域懇談会の終了後の第一声が、女性の立場から見られても、どうして女性が入っていないんですかというお話が出たのではないかというふうに思います。あの中では、いろんな意見があっても、発言はなかったんですけれども、あその後、終わってからの発言がすごくございまして、いろいろ聞かせていただきましたけれども、やはりOBの区長さんプラス1人という方が、ほとんどでありましたので、どうして元区長さんとかでないといけないのかとか、そういう御指摘もありまして、健康づくりもそうですし、いろんな中で女性の方たちの活躍がないと動いていけないというのが現状ではないかというふうに思いますので、そういった中のいろんなまちづくりを考える中においては、女性の意見、女性の視点、これは必ず入れていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。以上です。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、議会費、総務費の質疑をこれで終了いたします。

続きまして、148ページから193ページ、款3.民生費、款4.衛生費です。

ありませんですか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 151ページ、補助金、社会福祉協議会へ、当初予算は3,390万であったものが2,675万9,466円と2割近く執行されなかったということですけど、この理由は。

それから153ページ、緊急通報装置取り付け費35万9,625円、緊急通報装置保守点検委託料101万3,040円、緊急通報装置購入費41万3,805円、この設置基準といいますが、また去年、新しく何人ぐらい設置されたのか、現在何人ぐらい利用されているのか、お聞きしたいと思います。

それから153ページ、コミュニティー・ワークセンターへの補助金も1,975万4,576円、予算は1,350万8,000円でしたが、大幅に増加しておりますが、その理由をお聞かせください。

そして189ページ、住宅用太陽光発電システム設置費469万1,000円、これの利用者は何人ほどあったのか、お聞きをしたいと思います。

193ページ、資源ごみ回収事業助成金570万5,388円、これ毎年どんどんと減っていているわけですけど、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

195ページ、愛知県緊急雇用創出事業委託料のうち、古文書整理・翻刻事業委託料283万5,000円、これ、どのような仕事であったのか、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 土田議員の方から社会福祉協議会の補助金の減について御質問いただきました。この社会福祉協議会の補助金の主なものは、職員4名、プロパーの職員3名と、それから町派遣職員1名の合計4名の人件費がその主であります。社会福祉協議会におきましては、平成22年度にプロパーの職員1名が8月をもちまして退職をしました。平成22年度中は1名欠の状態です事業運営をいたしましたので、その人件費の減という内容で補助金が減となっております。以上です。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 土田議員さんから2点ばかり御質問いただきました。

まず緊急通報体制の整備についてでございますが、該当する方につきましては、65歳以上の単身の方、それから75歳以上の高齢者世帯の方、さらには身体障害者手帳1級・2級で単身、

または2人世帯の方、特定疾患医療給付事業受給者証をお持ちの単身、または2人世帯の方ということでございます。今現在70台の緊急装置をつけさせていただいております。毎年、特に雷とか、去年もあったわけでございますけれども、その都度職員の方が連絡をさせていただいて、故障等がありましたら対応するということになっております。

それから、コミュニティー・ワークセンターの増額につきましては、平成22年4月より事務局長に町の職員が配置をされました関係上、人件費の増額ということがございますので、よろしく申し上げます。

議長（倉知敏美君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 土田議員さんから御質問いただきました189ページ、住宅用太陽光発電システムの設置状況でございますが、昨年度、22年度につきましては66件、262.27キロワットの設置になっております。

続きまして193ページ、資源ごみ回収の助成金が減っているがという質問でございますが、これにつきましては、各地区、それから各種団体に回収いただいております資源が減っておりますということでございます。町内で出ている資源が減っているわけではなくて、回収される場所がリサイクルセンターですとか、新聞なんかですと地区で回収される部分と新聞店等が回収されている部分が減っているのではないかというふうに推測しております。以上です。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 土田議員さんの御質問で緊急通報の関係ですけど、新規は8台を取りつけさせていただきました。それから、先ほど70台と申し上げましたけど、72台と、それから22年度新規が8台ということで、8台を含めての72台ということでよろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 緊急装置ですけど、多分民生委員の方をお願いをして、必要な人に設置されているものと思いますが、今後も本当に必要な人に行き渡るように十分気をつけていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 太陽光の方でちょっと聞き漏らしましたけど、太陽光を設置するのにこの補助を受けるのに条件とございますか、ちょっと聞きましたところ、オール電化にしないと受けられないとか聞きましたが、そうでしょうか、お聞きします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 太陽光に関する再質問でございますが、オール電化にする必要はございません。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 3の1の1というところで、国保の繰出金というのがあるんですけども、この中にはあらわれてこないわけですけども、国保会計の方を見ればわかるんですけど、その他一般会計の繰出金ということで、先ほど来議論にもなっていますけれども、これが6,000万円、今年度、23年度は7,500万円になっておったと思うんですけども、私は、一般会計からの繰出金について、その中でもその他一般会計からの繰出金の6,000万円というものも、これはもっと増額する必要があるというふうに思います。今度の決算を見ますと、給与所得者が842人も減少しています。町全体で見ても1割の減。営業所得者も、先ほど来言いましたけれども120人も減少している。そういう状況があります。果たしてこれらの人たちは、一体どこの健康保険に入っていたのかよくわかりません。というのは、国保の加入世帯がふえているようにはちょっと見えないんですよ、現実の話として。ですから、ひょっとすると、国保にも加入していない世帯が、ふえておるんじゃないかなというふうに思うんですよ。何であと加入しないのかということになるわけですけども、それは高いからじゃないかなというふうに思うんです。心配になりませんか。給与所得者が842人も減少しておるんですよ。それらの人たちが、国保の加入の手続に来ておるのかどうかということなんですよ。営業所得の人も120人、合わせると1,000人に近いような、家族を合わせたら何人になるのかよくわかりませんが、納税義務者としては物すごく減少している。営業所得の人はもともと国保に加入しておられるのかもしれませんが、しかし、給与所得者の人の多くは、多分社会保険に加入していた人じゃないかなあと私は思うんですね。

そういう意味では、この842人の町全体の給与所得者の納税義務者の減少というのは、果たしてそういう人たちが国保に移行しているのかどうなのか、私は非常に心配です。この状況が、私も推定のことでは言いようがないものだからあれなんですけれども、ひょっとして国保にも加入していないということになれば、無保険というような状況になっていく。そういう可能性も実は否めないとは私は言わざるを得ないと思っております。そういう意味では、そうした世帯については一体どうなっておるのか、それぞれの世帯について、それこそ悉皆調査じゃないんだけれども、本当にいま一度調べていく必要があるんじゃないかなあとということ、非常に危惧するところです。所得だとか、今度の3月の申告だとか、給与支払い報告書だとか、いろ

んなものを照らし合わせていくと、いろんなことが多分わかってくるとは思うんですけども、これらの人たちが、一体どういう状況になっておるのか、町としてもつかむべきだというふうに思います。

その上で、私は国保が高いと言いましたけれども、国保の会計を見てみますと、国保の要するに国の負担金ですけれども、実質的には25%程度の負担になっている。これが実情だと思います。でも、社会保険の場合ですと、事業主負担が2分の1ということになっております。この差が国保税を高いなあということにしている一つの理由ではないかなというふうに思います。以前は、国保については、45%程度は国が負担していたわけでありましてけれども、その負担がどんどんどんどん、今から25年近く前から減らされてきた。その要因が、今でもそれが尾を引いている。私はそう思うんです。国保税が高い。その高い国保税をいかに引き下げるのか。これは本当に真剣に考えていく必要があるというふうに思います。

今回、午前中の答弁にもありましたけれども、お金が余っていても値下げしないのだったら、町の方の一般会計、その他一般会計繰入金を増額して、それで加入者への負担を減らす以外、今のところ、きょうの議論の総括的なことになっていくわけですけれども、それ以外、負担を減らすことはできないじゃないですか。私はそのことをまず指摘しておきたいと思ひますし、その他一般会計からの繰入金を増額を強く求めたいと思ひますし、町のお考えをぜひお伺いしておきたいというふうに思ひます。

それから、敬老祝い金の関係なんですけれども、決算に係る主要施策の成果報告書の何ページかちょっと私わかりませんが、敬老祝い金、5歳刻みで80歳、85歳というふうで、22年度は260人ぐらいだったですか。21年度が230人ぐらいで、年々ふえていくわけですけれども、以前は75歳以上の人を対象に、毎年敬老祝い金をお訪ねしてお贈りしておったわけですけれども、対象者がふえているから減らせ減らせということになりまして、私どもは反対しましたけれども、5歳刻みになってしまいました。しかし、この対象者がふえてくると、また減らすことをお考えになるんですか。この敬老祝い金の現状について、どういうふうにお考えなのか、ぜひお伺いをしておきたいというふうに思ひます。

あと、障害者の問題でありますけれども、ことしもまた暑い夏でありまして、私のところにも、人工肛門等を装着してみえる方があるわけですけれども、そういう方からもまた相談があったわけですが、ストマの消耗品等々も値上がりして、また夏場ということで小まめにかえなければならない。1万円以上の負担になっている。現状でも大変なわけですけれども、一応補助制度はあることはあるんですけども、しかし、それでも足りないという声があります。昨年の9月の一般質問でも、私、この問題については質問させてもらって、これでちょうど1年たつもんですから、改めてお伺いするわけなんですけれども、ここら辺の補助についてのお

考えは、今いかように考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

議会だよりの方にも「あれからどうなった」という欄があるんですけども、「あれからどうなった」というのはどういう欄なのかというと、1年前の一般質問がどうなったのかということの記事にしているわけですけども、自分でも思い返してみるとなかなかおもしろいわけですけども、しかし、1年前質問したから、それでいいわということではなくて、やっぱり絶えずこういうことも心がけていかないのかなということに改めて私も思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

それから、障害者自立支援法ですけども、2013年度ぐらいに多分見直しというのか、新たな法律というのか、そういうものに移行していくんだよというような流れに多分なっていると思うんですけども、障害者自立支援法と云って、中身のことは大変難しい話なんですけれども、現実的にはまだ継続していて、原則的には1割負担ですね。要するにサービスを受けた際には、原則的には1割負担だよという物の考えは、いまだに残っているところでありますね。ただ、例えばハートフル大口での利用料等々などのように、利用料でしたかね、給食費だったですか、ちょっと私、忘れちゃったんだけど、県の方が助成をするだとか、そういう形で、1割負担にならないような形で、努力してみえる部分は確かにあるにはあるわけですけども、しかし、原則としては1割負担という物の考え方は、継続している状況があります。

私の知っている方の中にも、障害の状況の中で働くことができない、そういう人たちも何人もおられるわけです。そういう人たちに、1割負担を押しつけるというのは、非常に過酷なことだというふうに思っているわけです。負担はやっぱりゼロにすべきだと、働けないような方については、それを大口町では原則にさせていただきたいというふうに私は思うわけですけども、例えば大口町で負担をゼロにした場合、大体どのぐらいの費用がかかるのか、お教えいただきたいと思います。ちなみに全国的な水準でいきますと、我々日本共産党がよく言うんですけども、全国的に障害者自立支援法の1割負担をなくすには幾らかかるのかというと、320億円かかると言っているんです。1割分のお金がそういうことになるんでしょうね。これは実は政党助成金の金額とほぼ一致するんです。320億円のお金が毎年毎年いろんな政党のところに回り回って行っているんです。こういうのをなくせば、その分のお金を障害者の方に回すことができるというのが私も共産党の主張なわけですけども、本当は国がゼロにさせていただくのが一番いいわけですけども、政党助成金を廃止してもらって、その分を障害者に回すというのが正しい物の考え方だというふうに思うわけですけども、もしこれを町がやるとして、大口町でこれを実現しようとするのと一体どのくらいかかるものなのか。県が負担しておる部分もあるもんですから正確な数字はなかなか出てこないのかもしれませんが、一度またそうしたものももしわかれば、積算していただけるとありがたいなというふうに思いますし、も

う今、そこまではわからんよということであるならば、わからんという答弁をしていただければいいと思います。

衛生費なんですけど、ちょっと通告してないんで申しわけないんですけども、がん検診が185ページにあるんですけど、さっきの職員のがん検診に関連してくるわけですけども、職員の方ですら、がん検診が有料化されると検診率が8割も落ちるという実態があったわけですけども、今のがん検診も実は大口町は以前は無料で行われていたということでありまして、しかし、それが有料化されるようになりました。ただ、今回の職員に対する負担金とは、住民に対する負担金の方がもっと安いですよ、たしか。そんな2,000円も3,000円も負担してくれというようなことではないにしても、しかし、負担することについては、変わらないわけでありまして。だから、そういう意味では、私は住民に対するがん検診も、無料にすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。そこまでにしておきます。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 151ページの国民健康保険特別会計繰出金のところで、その他一般会計繰出金をふやすよというお話をいただきました。前段で、まず国保に加入をされていない人がいるんじゃないかということですけども、今の国保の被保険者の加入の状況ですけども、年度の区切り、年度末で見た状況では昨年度と今年度の人数はそれほど変わっていません。ただ、年度内の波が多少ありまして、年度途中でちょっとふえて、年度末にまた減るというような、時によってはそういった波がありますけれども、年間を通して、ある時点を比べますと大体同じような人数ということで、それほど今全体ふえていない、減ってもいないという状況です。

あと、先ほどの給与所得者が減っているということで、厚生年金、社会保険等から切りかえをされていない無保険の人がいるんじゃないかということですけども、この辺の把握について、私どもがすべてできているわけではございません。一部厚生年金の情報で国民年金の1号適用ではないかというような情報がありますので、そういったところでは御案内ができる部分がございますけれども、またすべての方が国保に入られるというわけではございません。会社の保険の中の家族の扶養に入られるというケースもございますので、いろんなケースがあるかと思っておりますけれども、ただ、先ほど言いましたようにすべてが把握できておりません。そういった状況であります。

あと、本来の繰入金金をふやしてはどうかということですけども、今回、繰越金のところで少しお話をしましたけれども、毎年予算を計上する段階で、前年度の繰越金を当てにしなければ予算が組めないという不安定な状況にありまして、そんな中で税率改正をして、保険税を引き上げさせていただくというお話をさせていただいたところで、毎回のように町から補助す

る形で繰越金をふやしてはどうかということで、今回も3分の1ずつではありますけれども、税金引き上げ分の3分の1、繰越金の増額で3分の1、基金で3分の1といった形で対応したわけでございますけれども、今後医療費の増加というのは、当然毎年のように上がってまいりますので、そのたびごとにどうするんだということ、また検討するということではいけないということで、基金の活用もありますし、繰越金につきましてももう少し、こういった事業に入れているんだという漠としたお話はさせていただいておりますけれども、じゃあ金額の算定根拠はあるかということはありません。そういったところで、被保険者がふえる、医療費が伸びる、それから特定健診、そういった方の対象人数もふえてくるということで、いろんな経費が膨らんでくるところが予想されます。そういったところで、繰り入れの基準を一つ設けてはどうかということをお考えしております。財政当局ともちょっと話し合いをしながら、まだ始めたところで、どういうふうになるかわかりませんが、被保険者の増とか、そういった形に連動した形で繰入金をつやせるような形にしてはどうかというふうにお考えしておりますので、そちらの方で少し検討をしていきたいと思っております。

議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 吉田議員の方から、まず日常生活用具のストマの関係について御質問いただきました。

議員さんの方から値上がりというお話を今伺いましたけど、このストマを利用してみえる方、何名かお見えになりますので、それぞれ複数の業者さんから買ってみえる方がお見えになります。一部には昨年の12月あたりに若干値上げをしたという業者さんもありますが、一部には通常どおりだよというような形で、押しなべて値上がりをしておるといような状況ではないのかなという認識をしております。

そんな中で、日常生活用具の給付の額を上げたらどうかという御意見です。今現在は、蓄便につきましても1月約9,000円弱、蓄尿につきましても1万2,000円弱というような形の基準額を設けて給付をしております。昨年の9月か6月だったか、一般質問でも同様の御質問をいただきましたが、そのときにちょっと答弁したかどうかははっきり覚えてないんですが、あとの1割負担の話にも関連するんですが、平成22年の4月からこの自立支援法の1割負担につきましても、市町村民税の非課税世帯につきましても、自己負担額がゼロというような一部改正をしております。これも後の話になるんですけど、それに基づいて、かなりの方が大口町においても、市町村民税の非課税世帯に該当して、自己負担額がゼロになったというような状況でございます。

ストマにつきましても、市町村民税の非課税世帯ですと、従来は安い方で1,500円、高い方で3,000円の町負担が生じておったのが、この22年の4月の段階で自己負担額がその分なくな

ったというような形になっておりますので、そういった形を受けて、補助額の増額というものは現段階では考えておりません。

それから、自立支援法全体の話なんですが、議員さんからもありましたように、平成25年8月を目標に、仮称ですけど障害者総合福祉法の制定に向けて、今、国の方でる協議がされております。その新しい法ができるまでの間、障害者の制度改革推進本部というところで、新法ができるまでの間、徐々に法の一部改正を行ってありまして、昨年12月3日に公布された法律の中で、障害者自立支援法の一部を改正するというので、その中にイの一番に利用者負担の見直しという項目があります。その内容は何かということなんですが、まず利用者負担については、応能負担を原則に考えていくよというのが1点。それから、障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して軽減するよというような主な内容になっております。

あと、概念的な話なんですが、今、応能負担については、自立支援法の法律上はそういった形で22年の4月から実施されているんですけど、法律上にはまだ明確化はされていないのを、来年の4月をめどに法律上も応能負担を原則にすることを明確にするという案が出されております。これは来年4月1日までに、政令で指定していくというような形で、いわゆる原則1割負担についても、新法に向けて徐々に改正はされておるという現状ですので、ここで御報告をしたいと思っております。

それから、大口町の1割負担をゼロにしたら幾ら浮くんだという形につきましては、ちょっと今資料を持っておりませんので、後日また計算をしてお知らせしたいと思っておりますが、先ほど言いましたように、22年の4月に市町村税の非課税世帯がゼロになったことによって、かなり減っておると。非常にアバウトな言い方なんですけど、かなり自己負担の発生している方は減っているという状況はあります。以上です。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 敬老事業とがん検診について、御質問いただきました。

まず敬老事業の敬老お祝い金の御質問でございますけど、議員御案内のように、敬老事業につきましては、多年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿を祝い、高齢者のみずからの生活意欲を高めるために行っているものでございます。経緯を簡単に御説明させていただきますと、平成8年から平成16年までにおきましては75歳以上の方全員に、金額の差はございますが、全員にお祝い金をお配りさせていただいておりました。それから、平成17、18年度におきましては、75歳から80歳の方につきましては、敬老券、1,000円相当のものでございますけど、そちらを配布し、81歳以上の方すべてにお祝い金をお渡しさせていただいておりました。

その後、議会の方からも御指摘をいただきまして、平成19年度から5歳刻み、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の5歳刻みと、それから高齢者ふれあいの集い事業という2本立てで今現

在実施をしておるわけでございます。

敬老祝い金事業につきましては、当面今の仕組みで続けてまいりたいと考えておりますが、配布方法等につきましては、いま一度担当課の方で検討もさせていただきたいというふうを考えております。いずれにしましても、16日はお祝い金の配布等御協力をいただきますので、よろしく願いをいたします。

それから、がん検診につきましては、平成22年度、平成23年度と保健センターにおきまして、日ごろからがん検診の必要性の啓発などを強く行ってまいりました。職員と違って、住民の皆さんは自分の健康は自分で守るという意識が徐々に高くなってまいりましたので、22年度のがん検診受診率も上がってまいりました。特に女性特有のがん、乳がんと子宮がんの検診でございますが、こちらは無料クーポンが配られておりますので、こちらにつきましては、10%受診率がアップをしております。ほかのがん検診につきましても、まだ少しではございますけど受診率が上がってきておりますので、今のところ、無料でがん検診を行うということは考えておりません。

ちなみに、今、2市2町、江南、犬山、大口、扶桑で住民の皆さんのがん検診に対する負担金を統一したらどうかというような意見も出ておりますので、その動向も見てまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 国保の場合はまた議論をさらに深めていく必要があると思いますし、またさっきも御説明ありましたけれども、給与所得者が842人も減少して、国保の加入者数そのものはそんなに変わらない。それは私も統計で見たもんですから、これは本当に心配だなあということを改めて感じたんですね。ですから、把握できるところはきちっと把握していただいて、社会保険事務所との連携も強めながら、国民年金に加入していただくことも大切なんですけども、国保への加入もさらに進めていく。そういう御努力もしていただかないと、住民の安全が一層守れなくなっていく、そういうことになるのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

お金があるから、ないからということで、加入したり加入しなかったりということがあるといことでは、私にとっても非常に悲しいことだというふうに思います。だれもが平等に医療保険に加入して、そして平等に負担をしていく。その平等というのも、じゃあどういうものが平等なのかということが、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、応益負担が平等なのか、応能負担が平等なのか、二つの平等の基準というものが実はあるわけでありましてね。均等割や平等割の割合が高まれば高まるほど、応益割の負担が、要するにサービスを受けたら、そのサ

サービスの対価を払うのが当たり前だという応益割の平等という思想がさらに強まっていくわけですし、応能割というのは、その人の能力に応じて払うというのが応能割の思想ですね。ですから、障害者の部分でいくと、応能割の部分これから強調していくんだという転換が実は行われたわけですが、どうしてそういうことになったのかというと、国が裁判に負けたからですよ。これははっきりしていますね。障害者自立支援のサービスを受けてみえる方が裁判を起こされて、その裁判の結果はどうなったのかというと、国が負けたんです。その結果なんです。それで、昨年12月に、そこら辺の物の考え方を大幅に転換したんですよ。国もそれは認めざるを得ない、そういう部分なわけですね。これは社会保障制度ですので、社会保障というのは、憲法で、国が国民に対して施さなければならない制度なわけですので、そうすると、そこに応益負担というものを持ち込むと、お金がない人はサービスが受けられないということになってしまうわけですね。そこをどうするのかということになるわけですが、そうすると、やっぱり応能負担の原則というものが働かなければ、国民の健康というものは保持できない、そういうことになるというふうに思います。

ですから、国保においても、今はどっちかという応益負担、それから社会保険においても応益負担、こうしたものが非常に強く前面に押し出されている。そのひずみが今非常にお金のない人のところに来ている、そういうふうに私は思っております。ぜひお金がなくても、医療や福祉のサービスが受けられるような状況にしていきたいというふうに私は思いますけれども、その点についてはどうですかね。私と意見は多分一致するんじゃないかなあというふうに思いますけれども、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 応益割、応能割のお話をいただきましたけれども、社会保障制度ということでございますが、保険ということでもございますので、相互扶助、相互助け合いということで保険税を納めていただいて、その上で利用していただくという制度でございます。所得がないからといって、全く保険税、保険料を納めなくてもいいのかということでもないと。受益者負担といいますが、使う方については、それなりの負担をしていただく。所得に応じた負担ということですが、ただ国民健康保険の構造上のお話になりますけれども、高齢者の方が半分以上、低所得の方がかなりおられるということで、所得のない方から負担を求めないということになりますと、所得のある方に全部しわ寄せが行くということになりますので、それもどうかあというところになります。

国は、応能割、応益割の負担を50%ずつで見なさいというような基準を設けておりますけど、これが今の状況で必ずいいのかということも言えない状況になっているかもしれません。今後、そういった国の考え方も、いろいろ社会保障制度全般の検討をされる中で、変わってくるかも

しませんが、そういったところをまた見て、状況に応じて町の方も対応していきたいと思えます。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 成果報告書をお願いします。94ページの高齢者地域見守り推進事業がございしますが、ここの成果報告の中に、高齢者の緊急連絡表の配布、500枚を作成されたということでありまして、何世帯のところこれが配布をされたのか、お尋ねしたいと思います。

それから、高齢者見守り家事援助事業がございまして、緊急通報装置設置者のお宅に1回30分、ワンコインと思えますけれども、先ほど緊急通報装置は72台配布されているということでありましたので、その方たちが利用されたということだと思えますが、23年2月までの3ヵ月間の対応がございましたが、利用者の内容は何が一番多かったのか。そして、利用回数は147回とございますが、人数がわかれば教えていただきたいと思えます。

それから成果報告書132ページ、先ほどお話をされましたがん検診のところちょっとお尋ねをしたいんですが、がん検診で2市2町で負担金を統一したらどうかという声が出ているというふうにおっしゃったので、これは何のがん検診に対してなのか、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 柘植議員さんから高齢者見守り推進事業の御質問をいただきました。

まず緊急通報装置を設置しておみえの単身世帯、それから高齢者世帯、74世帯の方を対象とさせていただきますまして実施をしたところ、コミュニティー・ワークセンターの会員さんが各世帯の方へ行っていただきまして、合計で147件、それから人数としましては160人ということでございます。男性が52名、女性が108名という内容になっております。

それから、どんな内容が多かったという御質問でございますが、話し相手が一番多く、それから2番目に、お風呂、トイレの掃除、それから換気扇の掃除、あと食事の提供ですね。御一緒に食事をつくっていただいたり、通常30分で500円のところ、補助事業ということで、町がコミュニティー・ワークセンターに委託をして、町の方から支払いをさせていただきますけど、通常コミュニティー・ワークセンターでは30分500円で、ワンコインサービスを実施しております。

それから、2市2町で負担金を統一したらどうかというようなお話が江南市の方から出てま

いりまして、実は大口町が一番今安いんですね。ほかの市町がどうも高いということでそんなお話が出てまいりました。そう簡単にはできないと思うんですけど、ほかが高いから大口町を上げてくれというような話に応ずるつもりはございませんけど、一応は統一した方が、尾北医師会との契約等もございまして、大口町内だけの医療機関ではなしに、尾北医師会管内の医療機関での受診が今できます。特にがん検診、乳がん、それから子宮がん、胃がん等はさくら総合病院、それから江南厚生病院、犬山中央病院という医療機関に行けるということになっておりますので、これから担当課長会議で打ち合わせ等をさせていただきます。

枚数につきましては、500枚を作成したところ、425枚を配布させていただいております。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) がん検診は、先ほど申し上げたように、ちょっと心配したのは、高いところに一緒に引き上げられたら困るなと思いましたが、ほかのいろんな部分で各市町は違うところもございまして、子宮頸がんワクチンなんか犬山は無料だったと思ったんですが、そういうところも一緒にしていただけるんだったら話はわかりますけれども、そういった意味では、まず今の状況より悪くならないようにぜひぜひお願いしたいと思います。

そして、高齢者見守りですけれども、今、人数と、それから内容はたびたびお聞きしていますので了解をさせていただきましたけれども、この見守りの方たちですね。当然見守っていかなければならない方たちは、災害の要援護者支援制度につながっていくというふうに思います。これは両方で把握していかなくてはいけない人たちも、見守りの方たちになっていくと思いますけれども、この支援制度が進んでいかないというのがどうしてかというふうに、ずうっといろんな災害が起きておりますので、こういった制度は、早く取り組んでいかなければいけないというふうに思いましたが、この要支援制度は福祉課ではなくて、町民安全課が主体になるというふうにお聞きしました。ですけれども、福祉課の方でもっと主導権を持って進めていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。やっぱり福祉課が協力をして、そしてこちらの方でということなんですけれども、本当に何年も前から、この要援護者制度というのは、本当に緊急な課題として取り組んでいかなければいけないということでございまして、その辺の御認識をお尋ねしたいと思います。

議長(倉知敏美君) 福祉こども課長。

福祉こども課長(天野 浩君) ただいま災害時の要援護者の支援マニュアルの関連で、御質問をいただきました。

今現在、この災害時の要援護者支援マニュアルにつきましては、町の防災計画に位置づけら

れておる関係で町民安全課も一緒にやっておりますけど、基本的には災害時の要援護者の定義といったしましては、障害者、あるいは高齢者がメインになってきておりますので、昨年度より町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課の方で、どこがイニシアチブをとるかということではないんですけど、災害時の要援護者の支援マニュアルにつきましては、福祉こども課の方が中心になって、ただ町民安全課、健康生きがい課に同席をしていただいて、今、作業を進めておりますので、これについて、町民安全課がイニシアチブをとっておるというわけではなくて、要援護者の災害時の支援マニュアルにつきましては、福祉こども課の方が中心になって、今、作成をしておる現状でございます。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) どの程度マニュアルが進んでいるのか、その対象者ですね。要援護者の対象者等わかりましたら、教えていただきたいと思います。そういうものが決まっていれば、少しでも早く手が打てると思いますので、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 福祉こども課長。

福祉こども課長(天野 浩君) 今ちょっと手元に資料がありませんので正確ではありませんけど、まず障害者につきましては、いわゆる身体、知的、精神において重度、ですから、身体障害者ですと1・2級、知的ですとA、それから精神ですと1級、それから高齢者につきましては、いわゆる単身高齢者、それから高齢者世帯がメインにたしかになっておったかと思えます。ただ、案としては大分できておるんですけど、その議論の中で、各行政区における防災拠点、こういったものも当然必要になってくるという形で、この辺につきましては、ちょっとまだ町民安全課等とも協議の最中ですので、この辺あたりが3課の中で合意に達していないと、なかなか進められない部分がありますので、そのあたりでまだ議論の最中であるという状況です。

議長(倉知敏美君) そのほか。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 決算書の152と153ページです。3款の1項2目の19節、先ほども質問が出ておりましたけれども、大口町コミュニティー・ワークセンターというのがあって、これまであんまり関心がなかったんですけど、先ほどこの質問が柘植議員からされまして、昨年職員を一部増員したということでした。ちょっとお尋ねでございますけれども、ここは社団法人ということでございますけれども、公益法人については、一般法人、それから公益法人という見直しがされているというようなことで、御存じのとおり相撲協会がいろんな問題がございまして、公益法人化したいんだけど、なかなかできないというようなことがございま

すけれども、基本的には一般法人と公益法人については、税金の問題等があるわけですので、経営の問題がちょっとずつかわってくるということになるんですが、この辺で、一般法人化、あるいは公益法人化というのが、今ちょっと頭の中にございませんけれども、その辺どのようになっているのか、また考えてみえるか、もしわかれば教えていただきたいですが。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 平成23年度中に公益社団法人としての法人形態を目指しております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） 一応公益法人化ということでありまして、実は大口の場合、御承知のとおり、いわゆるシルバー人材センターとは違う性格のものということになっておりまして、どうもそこに問題があるというふうに聞いておりますので、その辺を十分検討していただいて公益法人化していただかないと、まさに経営の問題も直接かわってくるもんですから、ぜひクリアして、公益法人化していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいですか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） そのほかないようですので、民生費、衛生費の質疑を終了いたします。暫時休憩をいたします。

（午後 4時24分）

議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 4時26分）

議長（倉知敏美君） 続いて、194ページから227ページ、款5.労働費から款9.消防費までです。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 先ほどはちょっと先走りしまして、どうもすみませんでした。

改めて質問します。

195ページの愛知県緊急雇用創出事業委託料のうち古文書整理・翻刻事業委託料283万5,000円は、成果報告書によりますと、4人雇われたということのようですが、こういった古文書の整理とか翻刻といいますと専門性が要求されることではないかと思っておりますが、どのような方が

応募されて、どのような仕事をなさったのか。

そして、1人にしますと78万5,000円ぐらいの支払いになろうかと思いますが、雇用期間はどの程度の長さであったのか、お聞きをします。

議長（倉知敏美君） 図書館長。

図書館長（熊崎哲也君） 古文書の整理・翻刻事業委託料ということで御質問を受けました。これ、労働費の中ではありますけれども、歴史民俗資料館の方で愛知県緊急雇用創出事業を利用させていただいてこの事業を行っております。

事業の内容でございますけれども、これまでに町民から寄贈された古文書のうち、いまだ整理がついていない古文書約500点、また愛知県史編さん時に県史編さん委員さんが整理した古文書の見直し整理2,300点を実施し、さらに整理した古文書のうち、町の歴史において重要と考える内容のもの50点を翻刻、わかりやすく言うと活字化をいたしました。

緊急雇用を何人雇ったかというような内容でございますけど、これ委託事業でございますので、こういった古文書とか、そういった内容に特に詳しい業者の方へ委託ということで出しております、委託事業ということになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 成果報告書の144ページによりますと、緊急雇用創出事業基金、これは失業者に対して緊急雇用したということではないですか。失業者を雇ったというわけではなくて、業者に委託をしたということですか。

議長（倉知敏美君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 今、土田議員からお尋ねをいただきました緊急雇用の委託の関係でございますけれども、これは基本的に失業者等を事業者において雇用するという形です。委託は、例えばA社にしますけれども、A社が私どもの仕事を受ける際に、雇用を求めている方を使って、この事業に当たるという形でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 223ページ、消防費についてお伺ひいたします。

223ページの上から6行目のところに9.2級小型船舶操縦士免許更新とありますが、これはホバークラフトの免許更新だと思ひますが、現在、免許の保有者は何名おられますか。また、ホバークラフトの利用状況をお伺ひします。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 2級小型船舶操縦士免許更新料ですが、5年ごとに更新するもので、昨年度、22年度は2名受けております。それで、何人免許を取得しているかということですが、全部で7名となります。

それから、ホバークラフトに係る免許ですけれども、ホバークラフトの利用状況でありますけど、御存じのとおりだと思いますが、五条川自然塾で年に一度、住民を交えて、子供さん方に乗って楽しんでいただく、そういった場で活用しております。ほかにはもう一つ、年に一度ですが、消防の観閲式で皆さんに披露させていただいております。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 消防の観閲式、最近はちょっとお目にかかっておりませんが、導入時の保有目的及び補助金についてお伺いします。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 導入時でございますが、平成12年の東海豪雨、大変な災害がございました。このときの教訓を踏まえて、水害対策ということで翌年の13年10月に補助事業で購入いたしております。水害対策資器材整備事業ということで、補助金の額でございますが、かかった費用ですけど、241万5,000円かかりまして、補助金の額は118万3,000円ということでございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 平成12年の東海集中豪雨のときの経験から必要性を感じて導入されたということですが、補助金の関係はその後どうなっておるか、ちょっとわかりませんが、現在はどうも保有目的から逸脱しておるような気がいたします。やはり導入時から状況が変わってきたわけですので、その変わってきた状況に応じて対応していくべきではないかと思っております。今後も引き続き維持していくのか、処分するのか、また代替用のゴムボートなどを購入していくのか、今後の方針をお尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 購入から既に10年ほど経過しております。一部補修等もやっております。そういった中で、修繕に係る費用が多額にかかるようであれば、廃棄等も考えなければと思っております。役場の東側に水防倉庫がございますが、その中に水防組合の所有するボートが1艘ございます。町の所有ではございませんが、水害にかかわることで、ホバークラフトにかかわってボート、そういったものも補修の程度によって今後考えたいと思っております。現在のところは、多少の修繕であれば、つくろいがてら、消防団のPRにもなるということで、

五条川自然塾、そして観閲式ですが、皆さんの目に触れるようにしていきたいなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費の質疑を終了いたします。

引き続きまして、226ページから272ページ、款10.教育費から款14.予備費まで及び実質収支に関する調書です。

ありませんですか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 272ページの実質収支に関する調書のところでお伺いいたします。

5番目の実質収支額1億8,200万円、これにつきましては、19年度以降、19年度は6億240万円、20年度が5億3,665万4,000円、21年度が3億9,411万5,000円と、毎年右肩下がりで下降しております。いわゆる黒字額が減少しておるといふふうに感ずるわけではありますが、その原因をどのようにお考えなのか、また、いわゆる繰越金とか、こういうもの、それから財調の積立金等に対する考え方が変わったのかどうか、その辺のところをお伺いいたします。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 丹羽勉議員から、実質収支について御質問をいただきました。

今、議員御質問の中でお話がありましたように、繰越金の方が過去5億、6億という時代がございました。これにつきましては、やはり翌年度以降の財政運営をできるだけ自由に行いたいといったような意図もございまして、12月、3月の補正において強目の補正予算を行わずに、翌年度の決算のところで繰越金をつくって、そこで基金へ積んできたという経緯がございました。ただ、こういった形で、今、リーマンショック以降、非常に財政的に厳しい時代になってきまして、やはり12月、3月にしっかり補正予算を組んで、落とすべきものは落とし、その段階で基金へ積んでいくという運営方法にできるだけより明確に、そして単年度できっちりやっていくということにしてきておりますので、金額が減ってきております。

なお、ことしにつきましては1億8,200万円という数字になっておりますけれど、実はこれ、22年度予算の最終財政調整基金の取り崩し2億5,000万円を見ておりましたけれど、これを一切取り崩しをやめました。これは、過去、予算を組んだ分をすべて取り崩して、翌年度また基金へ半額積むといったことをしてきておりましたけれど、今は機械化しまして、予算の執行状況がすべて把握できますので、3月段階で財調の取り崩しをしなくてもいけるだろうという

ことで、取り崩しをやめました。これは、先ほど吉田議員から国保の会計の質問にもありましたけれど、今後できるだけこういった基金を使いながら、年度間の波がどうしても出てきますので、そういった波を基金で調整しながら、負担がふえたから負担を減らすとか、税の方はそんなわけにいきませんけれど、そういうことができるだけないように、多少余剰が出たときは基金へ積む。支出がふえたときには基金で吸収すると。一般会計の場合は法人税等が波を打つわけですけど、そういったことをこの基金を使いながら、できるだけ町民の皆様方の施策のところへ直接すぐに影響が出ないようにしていきたいということで、財調につきましては、過去議会等でもお話をしてまいりましたように、25億円ぐらいを一つのめど。この25億の根拠は、5億円ぐらいを5年間、法人税が落ち込んで5年ぐらいは何とか持ちこたえられるぐらいの基金を積んだ中で、何かしからあったときには、その年度間の中で調整をしていくということで、こういった取り組みをしておりますので、御理解いただければと思います。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいですか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、以上をもちまして一般会計の歳出の質疑を終了いたします。

これより特別会計の質疑に入ります。

特別会計は、歳入歳出一括して質疑を行います。

274ページから278ページ、大口町土地取得特別会計についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） ないようですので、大口町土地取得特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、280ページから284ページ、大口町国際交流事業特別会計についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） ないようですので、大口町国際交流事業特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、286ページから308ページ、大口町国民健康保険特別会計についてありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 江幡議員。

1番（江幡満世志君） これ、私も初めて町のこういう決算報告書を見たりする中で、もう皆さんは当たり前のことだと思っているんですけど、私にとって全然わからないことなんで、その点について御説明いただきたいと思います。

303ページにまいります。款7、1の1と2と3、それぞれ19.負担金補助及び交付金なんですけれども、そこで出てくる支払い先なんですけれども、愛知県の国民健康保険団体連合会と

というのがあるんですね。そこですべての保険の点数だとか、そういうのを取りまとめして、多分医療費を一括しているんだと思うんですね。町では毎月のようにそこに払い込んで、各病院への医療費を払うようなシステムになっているんだと思うんですけれども、その団体連合会の組織そのものがちょっとわからないので、御説明いただければと思います。

議長（倉知敏美君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 国民健康保険団体連合会についてのお尋ねをいただきました。議員さんの御質問の中にありましたように、国民健康保険の医療機関からの請求を審査するというのが主な仕事であります。対象となるのは、市町村の国保以外に国保組合の部分が少しありますので、市町村の国保プラス国保組合の診療報酬の審査が主な仕事になっています。

今回御質問の中にあつた共同事業という部分がありますけれども、高額共同事業、高額医療費の拠出事業と、それから一つ飛びまして保険財政共同安定化事業、ここの部分が国民健康保険団体連合会、省略しまして国保連合会と呼んでおりますけれども、ここで市町村間の高額医療費の調整をやっているわけですね。歳出の部分では繰り出し拠出金という形で、計算基準に基づきまして、町から国保連合会に対して、一たんお金を集めたものを、今度高額医療費がかかったところに対して、その医療費の額に応じて配分されるという形になっていまして、これが入の方で、297ページ、298ページに共同事業交付金というものがありませんけれども、この方へかかった市町村の医療費に応じて配分がされてくるといった形で、先ほどの診療報酬の審査以外でこういった医療費調整も、国民健康保険団体連合会でやっているということになります。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、大口町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、310ページから314ページ、大口町老人保健特別会計についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） ないようですので、大口町老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

引き続きまして、316ページから320ページ、大口町後期高齢者医療特別会計についてありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） ないようですので、大口町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、322ページから336ページ、大口町介護保険特別会計についてありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) ないようですので、大口町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、338ページから348ページ、大口町公共下水道事業特別会計についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) ないようですので、大口町公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、350ページから356ページ、大口町農業集落家庭排水事業特別会計についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) ないようですので、大口町農業集落家庭排水事業特別会計の質疑を終了いたします。

続きまして、358ページから362ページ、大口町社本育英事業特別会計についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) ないようですので、大口町社本育英事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、364ページから381ページ、財産に関する調書についてありませんか。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) わからんもんで教えてほしいんですが、374ページに普通財産というのがあるんです。これ土地の財産ですけれども、その中で、その他の土地ということで、宅地の中に決算年度中の増減高ということで1万2,530平米の土地が新たに普通財産に加わっております。これは多分旧北小学校の土地であろうというふうに思うわけですがけれども、たしか私の記憶では、ちょっとさっき、本当は決算のところと言わなあかんかったのかもしれないんですけど、たしか補正予算かなんかが3月かなんかに出たんじゃないかなと思うんですけれども、このグラウンドを早く利用したいという意向がたしかあったんじゃないかなかったですか。それで、それを整備するための予算というのは、昨年ついていたんじゃないかなというふうに私記憶しているんですよ。それで、さっき、御答弁を聞いていると、今の福島原発の跡地みたいなふうで背丈に近いような草が生えておるなんていう話を聞いて、私は驚いたわけですがけれども、じゃあ何のためにそのときに補正予算を使って、整備をする予算を急いでつけたのかということが問題だと思うんですよ。しかも、行政財産じゃなくて、普通財産に持って行ってしまっているというのは、一体どういうことなんですか。普通財産というのは、目的に定めがないもん

だから、普通財産に入れられていくわけですよ、そういう意味では。しかし、急いで広場として利用するといつて、その整備するための予算を緊急に3月かなんかにつけておきながら、なぜこれが普通財産の中に入れられておるのかというのは、ちょっと私には理解ができないんですよ。その点についての説明をいただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 旧北小学校の跡地についての御質問にお答えをいたします。

今、議員御指摘のように、平成22年度の補正予算で繰越明許費を設定して、6月末までぐらいに工事を行うということで、若干フェンス関係の資材がおくれまして、完成が予定より若干延びたんですけれど、完成をしております。そのときの話として、地元の方にできるだけ早く自由に使っていただくと。あと、お子さんが学校から帰ってきたときに遊んでいただくということで早く整備したものでして、先ほど生涯学習の参事がお答えいたしましたのは、正式な貸し出しの件でありますので、使える状態にはなっております、かぎもあいているというふうに認識をしております。

普通財産の件につきましては、暫定利用ということで、その土地の利用を今プロジェクトの方で検討を始めておりますけれど、正式に決まるまでは、行政目的を持たせずに、普通財産として町としては所有をして、生涯学習の方で貸し出しをしていくと。そのあたりにつきましては、普通財産で貸し出しを行いますので、若干手続的な検討を今しておるところであります。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 広場として利用してもらえばいいということであるのならば、わかるようにしないといかんと思うんですよ。今の状態では、決してわかるような状態にはなっていないと思うんですよ。例えば白山ふれあいの森の下のところの調整池なんかは、いつも子供たちがあそこでサッカーをやったり、野球をやったりする、そういう広場として、また日中はグラウンドゴルフをやったりだとか、そういう利用の仕方が現にされているわけですよ。あそこは、あいていれば自由に使ってもらってもいいというような格好になっていますし、利用する方も、そういうことというのは認識されて、それで利用しているんですよ。例えば僕も少年野球をやっているんだけど、例えば同じ野球チームがあるもんだから、そこが利用していると、じゃああなたたち、向こうを使うかね、そんなら、私たち、こっちでやるわねと、お互いに譲り合いながらの利用も実際にやっていますよね。

だから、今の北小学校のグラウンドの問題も、きちっとだれでも使ってもらってもいいですよというような格好で周知しないことには、草林になるはずですよ。だれも利用しに来なくな

る。そういう広場をつくるということは僕はいいことだと思うんですよね。うちの子供は、中学生にもなるけどまだドラえもんが大好きで、よく見ておるわけですけど、ドラえもんたち、ジャイアンたちが遊ぶ、野球をやる場所はああいう広場みたいなところで野球をやるわけですよ。土管が三つ置いてあってね。そういう広場的なものというのは、私は必要だと思うし、どんな遊びをやらせてもらってもいいですよというような物の考えのそういう広場というのは必要だと思うんですよ。

今でも、例えば余野の公園なんかだと、キャッチボールはやっちゃいかんだとか、いろんなことが書いてあるわけですけども、しかし、そういうところへ行けば、いろんな競技ができるというような形に整備しているのであれば、そのようにもっと周知しないと、草林になってきますよ。だから、せっかくそういう意図があるのだったら、もっと知らせないとまずいんじゃないですかね。大口町の体育館、屋内運動場という名前になったのかな。それはそういう形で貸し出したとか、そういうものがされて、はっきりしておるでいいわけですけども、しかし、運動場においては、そこら辺がちょっとあいまいになってえせんかな。どうですか。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 旧北小の跡地のグラウンドの件ですけど、今月中に、何とか近隣の方に御提供できるように広報させていただきます。一般の方に、どういうふうな形で貸し出せるというのは目下検討しております。そのことにつきましては、しばらくお時間をいただきたいと思います。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これをもちまして、認定第1号に対する質疑を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。会議時間の午後5時が近づいております。本日の会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長いたします。

暫時休憩といたします。

（午後 4時57分）

議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 4時58分）

議長（倉知敏美君） 本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。あす7日に議案に対する質疑、議案の委員会付託、請願の委員会付託を予定しておりましたが、本日で質疑が終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり、議題とすることに決定をいたしました。

議案の委員会付託

議長（倉知敏美君） 追加日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第51号まで及び認定第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

請願の委員会付託

議長（倉知敏美君） 続いて、追加日程第3、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は1件であります。

大口町議会会議規則第90条の規定により、請願文書表のとおり、文教福祉常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（倉知敏美君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日7日に予定しておりました本会議は、本日で日程が終了したため、休会といたします。

次回は9月14日水曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでございました。

（午後 5時03分）

議 案 付 託 表

平成23年第6回大口町議会定例会（9月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務建設 常 任 委 員 会	第43号	大口町税条例等の一部改正について
	第44号	大口町都市計画税条例の一部改正について
	第46号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
	第50号	平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第51号	平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）
	認 定 第 1 号	平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について （所管分）
文教福祉 常 任 委 員 会	第45号	大口町立学校施設開放に関する条例の制定について
	第46号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
	第47号	平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	第48号	平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	第49号	平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）
	認 定 第 1 号	平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について （所管分）

請 願 文 書 表

平成23年第6回大口町議会定例会（9月定例）

番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
1	平成23年 8月26日	定数改善計画の早期 実施と義務教育費国 庫負担制度拡充を求 める請願書	犬山市大字羽黒字畑田1 尾北地区教職員組合 執行委員長 高木 潔	木野春徳	文 教 福 社 常 任 委 員 会

